



アクサダイレクト生命保険

2021 Annual Report

アクサダイレクト生命保険の現状

グローバルに展開するアクサグループ

アクサは1817年にフランスで生まれ、世界54の国と地域、約1億500万人のお客さまにサービスを提供する、保険および資産運用分野の世界的なリーディングカンパニーです。



数値等は2020年アクサグループ実績。SOCIALLY RESPONSIBLE INVESTMENT RATINGS・格付け等は、2021年6月30日現在のものです。

※ 換算レート

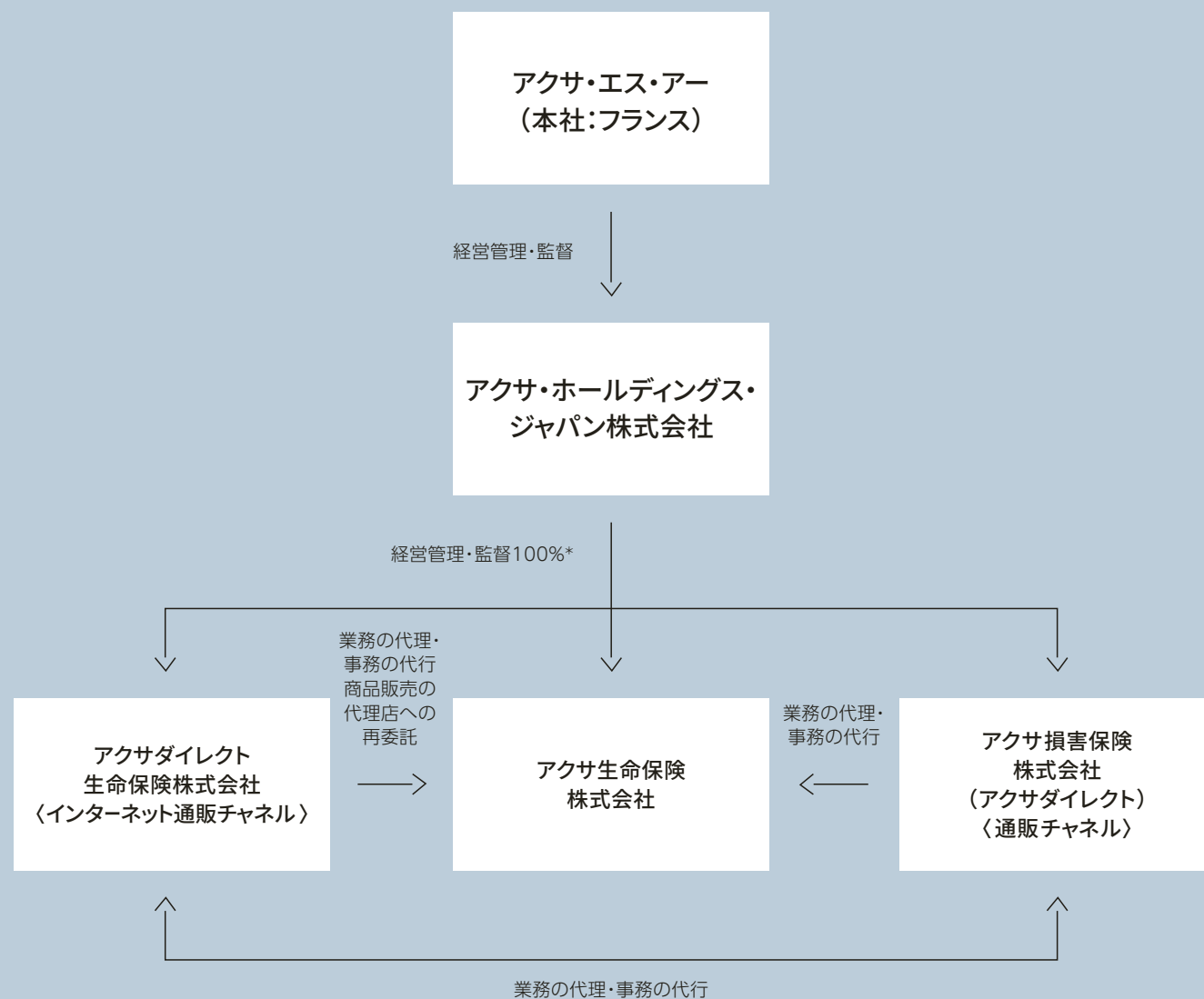
総売上、アンダーライニング・アーニングス、純利益：1ユーロ=¥121.824(2020年平均)

運用資産総額：1ユーロ=¥126.325(2020年12月末)

※ 標記の格付けはアクサダイレクト生命の格付けではありません。S&P Global Ratings、Moody's Investors Service、Fitch Ratingsの格付けは、アクサグループの主要な子会社に対する格付機関の評価日時点(S&P Global Ratings:2021年4月27日、Moody's Investors Service:2020年9月7日、Fitch Ratings:2021年5月27日)のものであり、保険金支払等について保証を行うものではありません。また、将来的には変化する可能性があります。なお、これらの格付機関は、日本において金融商品取引法第66条の27に基づく登録を行った信用格付業者ではありません。

アクサグループの日本における事業展開

アクサグループは日本において、保険事業、資産運用事業、アシスタンス事業など、多岐にわたるビジネスを展開しています。保険事業では2019年4月に持株会社であるアクサ・ホールディングス・ジャパン株式会社を設立し、アクサ生命、アクサダイレクト生命、アクサ損害保険を子会社としています。保険3社が相互に連携を深めるとともに、その他のアクサグループの日本におけるメンバーカンパニーと密接に連携しながら、お客さまをリスクからお守りするための商品・サービスをご提供しています。



* アクサ・ホールディングス・ジャパン株式会社が所有する議決権の割合
(2021年6月30日現在)

■その他のメンバーカンパニー

資産運用サービス

- アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社

不動産投資・資産管理サービス

- アクサ・リアル・エステート・インベストメント・マネージャーズ・ジャパン株式会社

アシスタンスサービス

- アクサ・アシスタンス・ジャパン株式会社

その他のサービス

- アクサ収納サービス株式会社**
- XLカトリンジャパン株式会社
- アクサ・ウェルス・マネジメント株式会社**

** アクサ・ホールディングス・ジャパン (AHJ) の子会社です。

アクサ・ホールディングス・ジャパンは、傘下の保険会社3社の多様な販売チャンネルを通じて、変化するお客さまのニーズに的確なアドバイスやサービス、最適な保険商品でお応えしています。

アクサダイレクト生命

アクサダイレクト生命は、2008年4月より営業を開始した日本初のインターネット専門生命保険会社です。アクサのメンバーカンパニーとして生命保険のダイレクトビジネスを担う生命保険会社として、アクサ生命、アクサ損害保険と相互に連携し、シンプルで合理的かつ手頃な保険商品、デジタル技術を活用した便利で革新的なサービスをご提供しています。お客さまがいつでもどこでも安心してご契約いただけるよう、様々なタッチポイントで保険選びをサポートしています。

アクサ生命

アクサ生命はアクサのメンバーカンパニーとして1994年に設立されました。アクサが世界で培ってきた知識と経験を活かし、264万のお客さまから487万件のご契約をお引き受けしています。前身企業の一つである日本団体生命が1934年の創業以来築いてきた全国511の商工会議所、民間企業、官公庁とのパートナーシップを通じて、死亡保障や医療・がん保障、資産形成などの幅広い商品、企業福利の増進やライフマネジメント®*に関するアドバイスをお届けしています。

* ライフマネジメントはアクサ生命保険株式会社の登録商標です。

アクサ損害保険(アクサダイレクト)

アクサダイレクトは、1998年に設立され、翌年7月より営業を開始し、現在は主に自動車・バイク保険、ペット保険を販売しているアクサのメンバーカンパニーです。個人のお客さまを対象とした「アクサダイレクト総合自動車保険」は好調な販売を続け、保有契約件数は110万件を超えています。

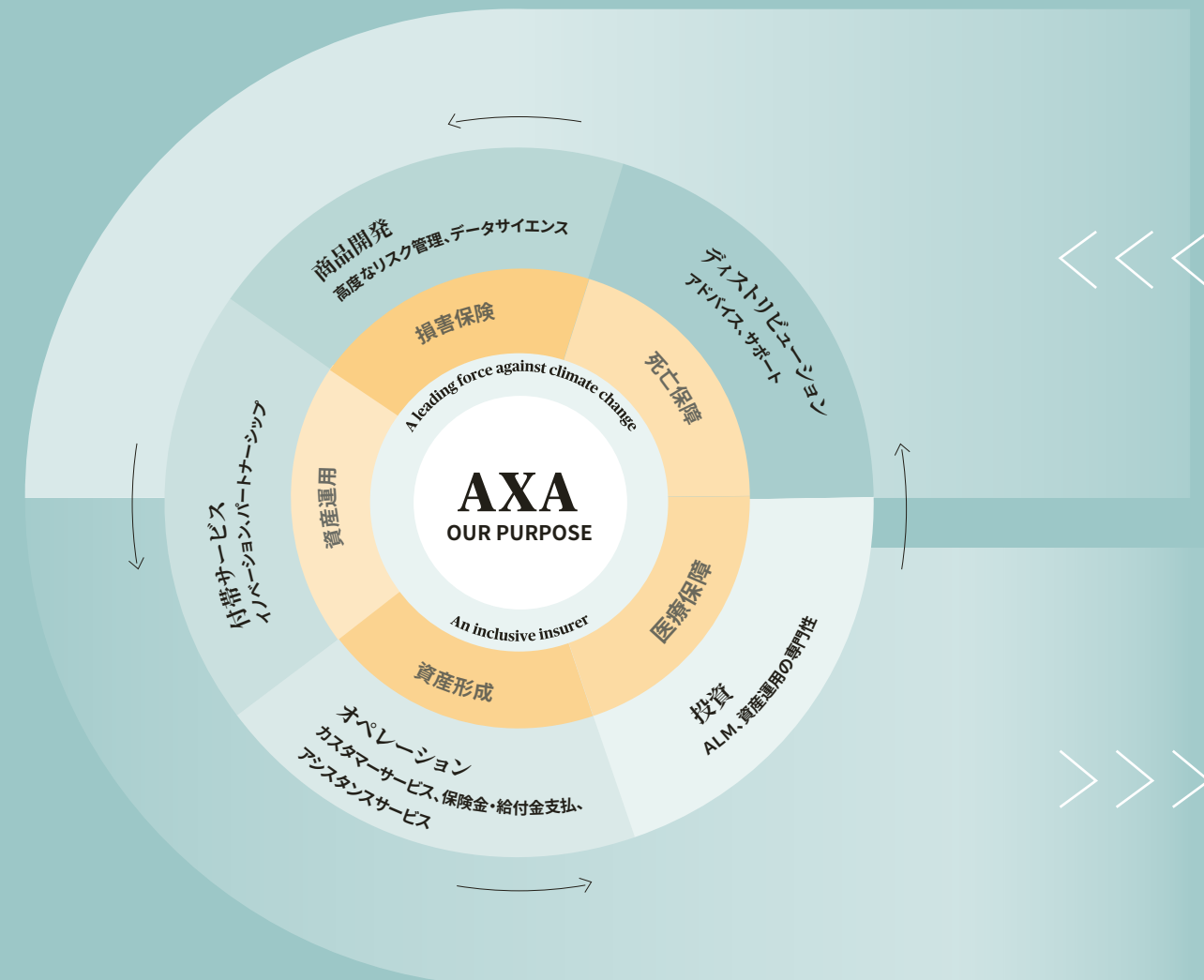
OUR PURPOSE

— パーパス 私たちの存在意義 —

Act for human progress by protecting what matters

すべての人々のより良い未来のために。私たちはみなさんの大切なものを守ります。

アクサはステークホルダーの皆さまとともに持続可能な価値の共創を目指します。



— VISION —

Payer to Partner

保険金をお支払いする「ペイヤー」から「パートナー」へ

— STRATEGY —

#ONE AXA 2023 - お客さまと共に

— OUR VALUES —



お客さま第一



勇気



誠実



ひとつのチーム



お客さま

株主

従業員

ディストリビューター

パートナー

政府・行政機関

地域社会

リソース

私たちは個人、法人のお客さまに商品・サービスをご提供しています。お客さまは保険料のお支払いなどを通じて、私たちの事業活動に売上をもたらしています。



アクサは、投資家の皆さまから株式や債券を購入いただくことによって、ビジネス遂行に必要な資本を確保しています。



従業員の多様な個性やビジネスにおける専門性が、アクサの効率的で収益性の高い、堅実な経営を支えています。



代理店やブローカー、金融機関などのディストリビューターと緊密に連携しています。



外部委託先から商品やサービスの提供を受けています。



政府や規制当局が保険会社の健全性を確保するための規制、商品やサービス、課税などに関するルールを定めています。



私たちの事業は、ステークホルダーから信頼いただくことで継続することができ、地域社会に支えられて成り立っています。



インパクト

私たちがお届けしている保険金・給付金、その前後のサービスが経済的なサポートと安心をご提供しています。私たちの予防啓発の取り組みはお客さまの大切なものをお守りし、明日へのより良い一歩をサポートしています。

株式および債券に対する配当等を行っています。

従業員にはスキルや能力の開発、雇用を提供し、公正な報酬を支払っています。

締結した合意内容に従い報酬を支払い、キャリアプランに応じたトレーニングによってサポートしています。

信頼されるパートナーとして、協働している企業をサポートし、成長に向けて投資しています。

社会的責任を果たすため、政府機関等と連携し、納税等の義務を着実に遂行しています。

多様な人々が加入・利用しやすい商品・サービスの提供や投資、環境や地域社会の課題解決に資する取り組みなどを通じて、社会にポジティブなインパクトをもたらしています。

Core Business

コアビジネス



保険商品・サービス



アドバイス



新契約



お客さまサービス



資産運用



保険金・給付金のお支払い

私たちアクサジャパンがブランドに込める想い

ひとが生まれ、日々を暮らす中で求める願い。
「毎日を安心して過ごせるように。そして、未来がより良いものであるように」
そんな誰もが持つ希望に向かって、大切なものを守りながら夢を自由に描ける社会をつくる。

アクサが挑戦し続けていることは、こんなにもシンプルです。

しかし、私たちは複雑な社会に生きています。
誰かの真似やどこかで見聞きした手法では解決が難しいことも少なくありません。

「いま何が起きていて、これから何が起ころうとしているのか？」
家庭や職場、地域、興味や関心でつながるコミュニティ、
その他あらゆる結びつきの中に属する一員として、

健やかに、理想とする人生をおくるにはどうすればいいのか？
変化を楽しみながら成長することはできるのか？
何かが起こった時にも安心できる拠りどころをいかにして作ればいいのか？
気候の変動で揺らぐ世界をどのように変え、次の世代につないでいくのか？

答えがひとつとは限らない、そんな問いに——。
アクサジャパンに集う一人ひとりは、誠実に、勇気をもって向き合い、
歴史、知恵、経験、それぞれの視点で議論を重ね、
保険と資産運用が調和した大きなひとつの力で、いまより先を切り拓いていきます。

アクサは、200 年以上前にフランス・ノルマンディー地方の小さな保険会社として始まりました。
そして、世の中を変えるような「新しさ」を提案し、広く世界中に展開してきた会社です。
アクサジャパンもまた、その精神で新しい価値を「当たり前」にする挑戦を続けています。

どこにしようと、いつの時代であろうと、つながるすべてのひととともに。
変わらない願いが必ず叶うことを信じて、私たちは歩んでいきます。

1817

アクサの前身
アンシェンヌ・ミュチュ
エル・ド・ルーアン設立

1934

日本団体生命設立

1986

エクイタブル生命設立
(2007年ウインターウル・スイス
生命としてアクサ生命と経営統合)

1994

アクサ生命設立

1998

アクサ損害保険
(アクサダイレクト) 設立

2008

アクサダイレクト
生命営業開始

2000

アクサ生命と日本団体
生命が経営統合

2008年～

アクサリサーチファンド設立

アクサは「環境」、「健康」、「テクノロジー」、「社会・経済」に関するリスクの理解と予防をテーマにした基礎研究を支援する「アクサリサーチファンド」を設立しました。日本では5つのプロジェクトに約3億円を拠出しています。2020年、新型コロナウイルスの感染拡大に対応するため、パスツール研究所のパンデミックに対応するプロジェクトを支援しました。

AXA
Research Fund

38

か国

2.5

億ユーロ

321

学術研究機関

665

研究プロジェクト

1991年～

アクサハーツインアクションスタート

従業員が地域社会の課題解決に寄り添い、時間を寄付するボランティアプログラムです。フランスでAXA Atout Coeur (アクサアトクール) として立ち上げられ、CR (コーポレート・レスポンスビリティ) のマテリアリティ領域「社会的公正の是正とインクルージョン」、「気候変動と環境」、「健康と病気予防」を中心に、活動が世界に広がっています。

AXA
Hearts in Action

2020年参加実績

23,355

人

227,919

時間

34

グループ企業

2019年～

新たな気候戦略

2019年11月、アクサグループは国連の持続可能な保険原則 (UN PSI) との連携により開催された「AXA Climate Impact Day (アクサ気候変動インパクト・デイ)」において、新たな気候戦略を公表しました。

- ・2050年までにアクサの投資の「地球温暖化係数」を1.5°C 以下に抑える
- ・欧州及びOECDは2030年まで、その他の地域では2040年までに石炭への投資と保険引受を0%にする
- ・エネルギー移行をサポートするための「トランジションボンド」に1億ユーロを投資
- ・2023年までに240億ユーロのグリーン投資を達成することを目指す

2010年～

コーポレート・レスポンスビリティ (CR) を経営戦略に組み込む

アクサは、CR (企業市民として社会的責任を果たす取り組み) を経営戦略に組み込み、ビジネスの強みを活かして社会的課題を解決するサステナビリティの取り組みを進めています。持続可能な社会の発展を目指して、国連や国際的なNGOとも連帯し、社会的課題の解決に向けたグローバルな取り組みも推進しています。アクサは民間企業として国連のSDGsの目標達成を支援しています。

CONTENTS

01 アクサグループの主要指標

02 アクサグループの日本における事業展開

04 OUR PURPOSE

09 数字で見るアクサダイレクト生命

10 アクサダイレクト生命の特長

11 トップメッセージ

12 お客さま本位の業務運営方針

14 TOPICS

14 お客さまの価値観に合う保険をご提供

15 より快適に保険をお選びいただくために最適な情報を

16 多様なタッチポイントでお客さまの保険選びをサポート

17 お客さまの声を改善につなげて

18 多様性を尊重する社会の実現を目指して

19 新型コロナウイルス感染症対策への取組み

20 資料編

21 I. 保険会社の概況および組織

24 II. 保険会社の主要な業務の内容

25 III. 直近事業年度における事業の概況

34 IV. 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

35 V. 財産の状況

45 VI. 業務の状況を示す指標等

63 VII. 保険会社の運営

68 VIII. 特別勘定に関する指標等

68 IX. 保険会社およびその子会社等の状況

69 企業概要

70 開示基準項目索引

数字で見るアクサダイレクト生命



※1 2020年度決算数値
※2 書類受理日～着金日を営業日でカウントしています(例:書類が到着した当日にお支払いを決定し、翌日にお振込みした場合は2日となります)。なお、不備があった案件および事実確認を行った案件は含めておりません。また、上記平均日数でのお支払いを保証するものではありません。
※3 外部からの不正侵入やウイルス感染等による情報漏洩、改ざん、サービス停止が0件。

アクサダイレクト生命は、お客さまがどの場面においても
安心・快適・スピーディにお手続きいただける環境を整えております。



わかりやすい保障内容

シンプル・わかりやすい内容で、
本当に必要な保障を納得してお選びいただけます。



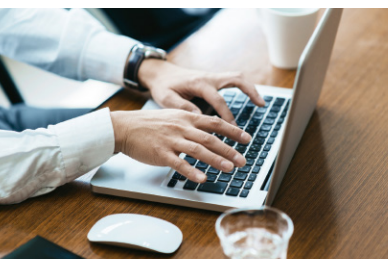
納得のWebシミュレーション

いつでも何度でもじっくりプランを検討できます。ご検討に必要な
知識や情報も豊富にご用意、保障プランに納得・自信が得られます。



お手続きはWeb完結。印鑑・書類が不要

保険のご加入から契約保全・給付金ご請求まで
Webでお手続きを完了いただけます。



電話でもチャットでも対面でも

インターネットだけでは不安な方へ、
お電話やチャット、対面によるサポートをご提供しております。



迅速なお支払い

保険金をご請求いただいてから、お支払いまで平均2.29日[※]。
素早い対応でお客さまの生活をお守りします。

※2020年度年間平均。書類受理日～着金日を営業日でカウントしています（例：書類が到着した当日にお支払いを決定し、翌日にお振込みした場合は2日となります）。なお、不備があった案件および事実確認を行った案件は含めておりません。また、上記平均日数でのお支払いを保証するものではありません。



お客さまからの評価 4.5 ★★★★★

保険のお申込みや、保険金・給付金請求などのお手続きをされた
お客さまからの評価を、Webサイトで公開しております。

※2021年7月1日現在



平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。本誌を通じて、当社の2020年度の業績や取組みについてご報告させていただくにあたり、ご挨拶申し上げます。

昨年度は、新型コロナウイルス感染拡大という前例のない災禍が世界各地を襲いました。このたび罹患された皆さま、また感染拡大によりご不安な日常生活や事業運営を余儀なくされていらっしゃる皆さまに、謹んでお見舞い申し上げます。アクサダイレクト生命ではこの未曾有の状況においても、各種保険手続きのオンライン完結プロセスを堅持し、平時と変わらないサービスのご提供を続けてまいりました。また、ご契約・サービスに関する特別対応や新型コロナウイルス感染症に関する情報提供なども継続して行っております。この状況が一日も早く終息し、皆さまが心から安心して毎日を過ごせる日が訪れることを願っております。

昨年度の新たな取組みの一つとして、アクサ生命と共同開発した終身医療保険「アクサダイレクトのONE メディカル」を発売

いたしました。本商品はアクサグループの新戦略「ドライビングプロGRESS2023」に沿った戦略計画「#ONE AXA 2023-お客さまと共に」のもと、当社の商品開発における機動性と、アクサ生命が有する広範な代理店販売基盤や支援体制という両社の強みを「ONE AXA」のもとに融合したものです。これらをはじめとする取組みにより2020年度末の保有契約件数は前年度末比17.6%増の178,521件、保険料等収入は前年度比39.3%増の8,481百万円と、業績は成長基調を維持しております。

アクサは昨年6月に新たなパーパス「Act for human progress by protecting what matters. すべての人々のより良い未来のために。私たちはみなさんの大切なものを守ります。」を公表しました。私たちアクサダイレクト生命もこのパーパスを体現し、お客さまの状況やニーズに先回りでお応えし、有意義な情報やアドバイスをご提供することでお客さまとの信頼関係を一層強固なものにしてまいりたいと存じます。今後も変わらぬご愛顧を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

2021年7月
アクサダイレクト生命保険株式会社
代表取締役社長兼CEO
田中 勇二郎

お客さま本位の業務運営方針

アクサダイレクト生命は、お客さま本位の業務運営を推進し、
お客さまへ最善の利益を提供するために、『お客さま本位の業務運営を実現するための基本方針』ならびに
その『定着度を測るための評価指標』を策定し、公表しております。

お客さま本位の業務運営を実現するための基本方針

具体的な取組例



インターネット技術を活用した
ビジネスモデルの進化に努めます。

- 私たちは、インターネット技術を活用したビジネスモデル自体がお客さま本位であるとの信念のもと、このモデルの進化に努めます。
- 私たちは、常に最新のテクノロジーを活用することによって、お客さまの利便性向上に努めます。



お客さまにとってわかりやすく、
シンプルで合理的な商品やサービスを提供します。

- 私たちは、お客さまに納得してお選びいただけるよう、わかりやすくシンプルな商品・サービスを提供します。
- 私たちは、合理的な商品を提供することによって、「お客さまの人生をお守りし、お客さまの人生をより充実したものにする」ことを目指します。



お客さまの利便性を向上させるため、
いつでもどこでもアクセスできる環境を構築します。

- 私たちは、インターネットの利点を最大化し、「いつでも」「どこでも」サービスを受けられる環境を構築し、提供します。
- 私たちは、最新技術を活用した新たなサービスの創出に努め、お客さまのさらなる利便性の向上を目指します。



お客さまご自身でご判断いただけるよう、
わかりやすく充実した情報提供を実現します。

- 私たちは、シンプルで合理的な商品・サービスを提供することによって、お客さまがご自身で納得してご検討いただける環境の構築を目指します。
- 私たちは、お客さまの目線にたってわかりやすいWebサイトを作成し、正確で充実した情報提供を行います。



お客さま本位の業務運営を追求するための
枠組みを構築します。

- 私たちは、お客さま満足度を経営指標として採り入れ、その向上に取組みます。
- 私たちは、お客さま本位の業務運営を促進する「報酬・業績評価体系」を設計・構築します。
- 私たちは、経営の健全性や公正な募集活動の確保の観点から募集代理店に支払う手数料を適切な水準に設定します。
- 私たちは、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引を排除するなど、適切なガバナンス体制を整備します。
- 私たちは、社員に対してお客さまへ最善の利益を提供するための研修・教育を定期的 to 実施します。



Our Commitments - 私たちの誓い

この5つの基本方針は、全世界のアクサグループ共通の「Our Commitments - 私たちの誓い」と、「保険を通じてお客さまの人生をお守りし、お客さまの人生をより充実したものとする」という当社の使命に則り策定しております。

定着度を測るための評価指標

 お客さま第一 (CUSTOMER FIRST) 私たちは、すべての行動をお客さまを思うところから始めます。	 誠実 (INTEGRITY) 私たちは、責任を持ち、常に有言実行を約束します。	 勇気 (COURAGE) 私たちは、他者を勇気づけて行動を促し、自ら学び成長につながる機会を求めます。	 ひとつのチーム (ONE AXA) 私たちは、多様性と協調性を通じてともに成功することを目指します。素晴らしい判断、革新性に富んだ発想、そして持続的な成功は他者の知性、支援、そしてエネルギーなくして実現はできません。
--	--	--	---

評価指標 1	評価指標 2	評価指標 3
お客さまからの評価	お支払いまでに要した平均日数	カスタマーサービスセンターの電話応答率
4.5 / 5	2.29 日間	91.4 %
客観性および透明性の確保を目的に、調査からレビュー・評価の公開まで一連の管理・運営を第三者機関に委託し、お客さま満足度の調査結果をすべて公開しております。 ※ 2021年7月1日現在	書類受理日～着金日を営業日でカウントしています(例:書類が到着した当日にお支払いを決定し、翌日にお振込みした場合は2日となります)。なお、不備があった案件および事実確認を行った案件は含めておりません。また、上記平均日数でのお支払いを保証するものではありません。 ※ 2020年度年間平均	カスタマーサービスセンターへの電話着信数に対し、オペレーターが応答した数の割合です。カスタマーサービスセンターにおける電話のつながりやすさを表す指標としております。 ※ 2020年度年間平均

お客さまの価値観に合う 保険をご提供

終身医療保険「アクサダイレクトのONE メディカル」を発売

アクサダイレクトの ONE メディカル

アクサ・ホールディングス・ジャパンのグループ戦略「ONE AXA 2023-お客さまと共に」に基づき、当社が新規開発した終身医療保険「アクサダイレクトのONE メディカル」を、アクサ生命の代理店チャンネルを通じ発売いたしました。「アクサダイレクトのONE メディカル」は、アクサダイレクト生命の商品開発における機動性と、アクサ生命が有する全国に広がる代理店を通じた販売基盤や代理店支援体制という両社の強み

を「ONE AXA」のもとに融合し、実現した新商品です。今後も、お客さまやビジネスパートナーの皆さまのニーズや期待により一層お応えするために、グループシナジーによる新たな事業価値の創出を目指してまいります。くわしくはP29「7 新規開発商品の状況」もあわせてご覧ください。



このスキームにより、アクサ生命の登録募集代理店からお客さまへ新たな商品の提案を行うことが可能となります。

TVCM「価値観に合う保険」篇を放映

2021年6月、関西、福岡地区にてTVCM「価値観に合う保険」篇を放映いたしました。

今回のTVCMには「アクサダイレクト生命は、あなたの価値観がダイレクトに反映された、あなた仕様の保障をご提供します。」というメッセージを込めました。また、日本におけるアクサのブランド

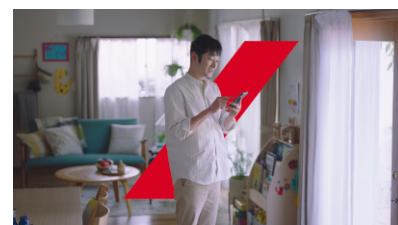
アンバサダーでもある俳優の岡田将生さんを起用、岡田さんのナビゲートを通じ、当社が大切にしているオンライン完結の申込みプロセス、シンプルでリーズナブルな保険商品、ライフスタイルにフィットした保障を自らカスタマイズして確保できる点を伝えております。



TVCM「価値観に合う保険」篇



WEB動画「充実サポート」篇



WEB動画「迅速支払い」篇

より快適に保険をお選びいただくために 最適な情報を

ネットショッピングをするときと同じように、保険もスマートフォンやPCで快適にご検討いただきたい。

そのような思いから、保険選びに迷ったときでもスピーディに解決でき、安心してお申込みいただけるような情報提供を行っております。

Webチャット経由でパーソナライズした保険プランを提案

Webチャット経由で簡単な保険アンケートにお答えいただくだけで、回答内容に沿いパーソナライズした保険プランの設計書をマイページに保存する「保険相談WEBアンケート」サービスを提供しております。

本サービスはWebチャット経由で24時間いつでも利用でき、

アンケートは約3分で回答いただけます。またご回答完了後は翌営業日中に当社から保険設計書をマイページに保存するため、思い立ったときに気軽に、自分に合った保険プランを確認いただくことができます。



保険に関するお役立ちコラムを公開

保険の比較検討や見直しの際に知っておきたい保険選びのノウハウをコラムでお届けしております。

お客さまからの評価をWebサイトで公開

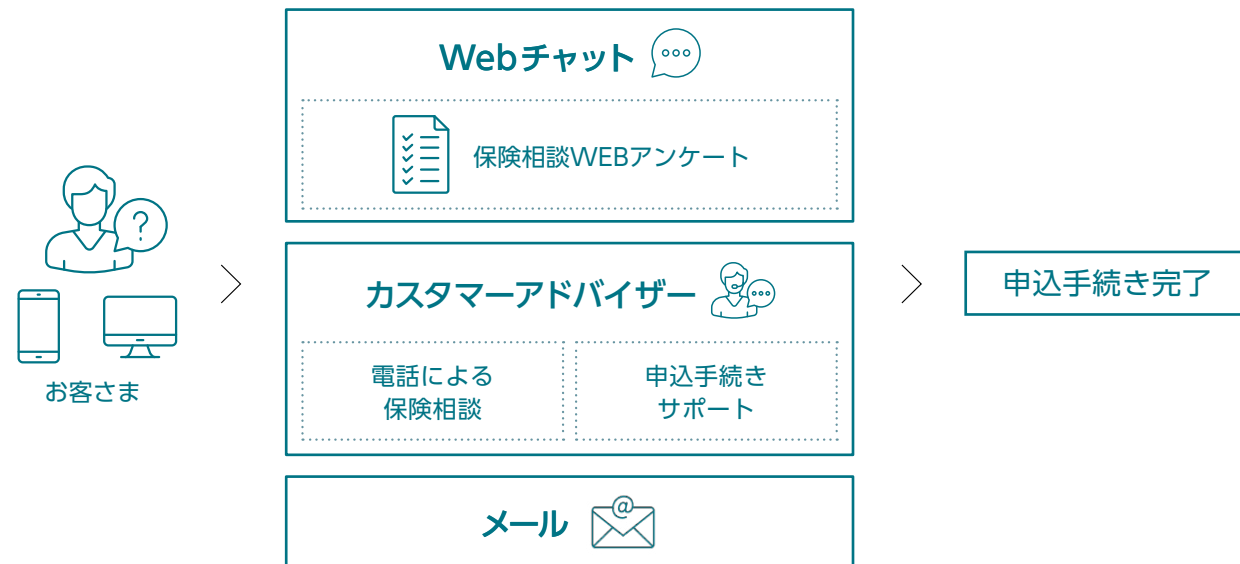
保険のお申込みや、保険金・給付金請求などのお手続きをされたお客さまからの評価を、Webサイトで公開しております。お客さまからいただいた評価コメントは、客観性と透明性確保のために第三者機関であるeKomi社によって管理されております。



多様なタッチポイントで お客さまの保険選びをサポート

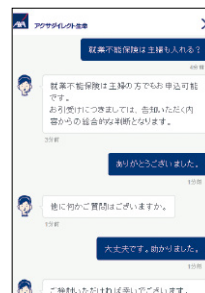
ちょっとした質問をすぐに解決したい・誰かに相談しながら保険を検討したい、などあらゆるニーズにお応えできるよう、お客さまとの多様なタッチポイントを用意しております。カスタマー

サービスセンターの親身な対応、およびデジタル技術を活用した革新的なサービスで保険選びをサポートいたしますので、安心してお申込みへ進んでいただくことができます。



Webチャット

思い立ったとき気軽に・すぐに相談したいという方に対し、いつでもどこでもロボットアドバイザーがスピーディにお応えいたします。また、より複雑な質問などには、カスタマーアドバイザーとのチャットに切替えることにより、お待たせすることなくスムーズに回答いたします。



保険相談WEBアンケート

Webチャット経由で簡単な保険アンケートにお答えいただくと、回答内容に沿ったパーソナライズした保険プランの設計書をマイページに保存いたします。ご希望に応じて、保険設計書をご確認後、カスタマーサービスセンターとお電話にてより詳細なご相談や、保険申込手続きのサポートを承ることも可能です。



電話による保険相談

保険販売に必要な資格に加えて、国家資格である3級および2級ファイナンシャル・プランニング技能士資格を取得したカスタマーアドバイザーが、保険選びのご相談を承ります。生活保障の基礎となる社会保障に関するご質問や、生命保険全般のご相談などにもお応えいたします。



申込手続きサポート

お客さまのご要望に応じてスマートフォンやPCの申込画面を共有し、保険申込に必要な情報の入力をお客さまがサポートいたします。



お客さまの声を改善につなげて

お客さまの声を経営に活かす仕組み

あらゆるお客さまとの接点において、お客さまからいただいたご不満やご意見を速やかに経営層や関連部署に共有できる体制を構築し、業務改善の検討・実行を継続的に進めております。具体的には、執行役員を議長とする改善策を検討する「VOC検討会」(VOC=Voice of Customer=お客さまの声)を隔週で開

催し、改善すべき案件については各部門に連携し、早期に商品・インフラ・サービスの改善へと結びつけるプロセスを構築しております。また、これらの改善アクションの実施状況については、定期的に取締役会に報告し、お客さまの声が確実に経営に反映される体制を確保しております。



多様性を尊重する社会の実現を目指して

ボッチャ普及への取組み

アクサダイレクト生命は、2016年より日本ボッチャ協会シルバーパートナーとして支援を続けており、「障がい者と健常者が隔たりにくく交わり合う社会の実現」に努めております。ボッチャは障がいの有無にかかわらず、子どもからシニアまで幅広い世代が一緒に楽しめるのが大きな魅力です。これをさらに広めるため、2020年8月に日本ボッチャ協会が推進する「みんなでボッチャ1万人プロジェクト」へのパートナー協賛契約を締結し

ました。全国で行う学校訪問・体験会・サポーター講習会などのキャラバン活動を通じ、ボッチャ競技の普及啓発、地域での競技力向上の基盤づくりをサポートしております。また新型コロナウイルス感染拡大が未だ続く中、少しでも安心、安全なボッチャ普及活動のために、洗濯して再使用可能な水着素材のマスク300枚を日本ボッチャ協会へ寄贈いたしました。



みんなでボッチャ1万人プロジェクト 公式サイト
https://minnade-bocchia.com/



中学校でのボッチャ体験授業

ブラインドサッカー普及への取組み

当社を含む日本におけるアクサグループ企業5社は、ブラインドサッカー競技への理解促進と普及を支援しております。2013年からは日本選手権を「アクサブレイブカップ」として

サポートし、従業員も積極的にボランティア参加するなど、障がい者と健常者があたりまえに混ざる社会の構築を目指しております。



アイマスクを装着し、音の出るボールを用います



感覚を研ぎ澄ませ、声や音、仲間を信じる気持ちを頼りにプレーします

新型コロナウイルス感染症対策への取組み

新型コロナウイルス感染症の影響によりご不安な日常生活や事業運営を余儀なくされていらっしゃる皆さまに、謹んでお見舞い申し上げます。

アクサ・ホールディングス・ジャパン傘下のアクサ生命保険、アクサ損害保険(アクサダイレクト)、アクサダイレクト生命保険では、未だ先行きが不透明な状況下、ご契約・サービスに関する特別取扱いや新型コロナウイルス感染症に関する情報提供など、お客さまや地域社会の課題の解決をサポートする取組みを進めております。

ご契約に関する特別取扱い

各種手続きの簡易・迅速化

保険金・給付金のお手続きの際、お申出により、必要書類を一部省略するなど、通常よりも簡易なお取扱いとしております。また、新型コロナウイルス感染症による影響で保険料のお払込みが困難な場合には、ご契約者さまからのお申出により、保険料のお払込みを猶予する期間を延長させていただくお取扱いを行っております。

入院給付金に関するお取扱い

新型コロナウイルス感染症に罹患されたお客さまが、医療機関の事情などにより、医師の指示で、ご自宅またはその他病院などと同等とみなされる施設(ホテルなどの滞在型施設)で治療を受けられた場合でも、その治療期間に関する医師の証明書等をご提出いただくことで、入院給付金のお支払対象としてお取扱いしております。

災害保険金等の支払対象となる感染症の範囲拡大

新型コロナウイルス感染症に罹患されたお客さまについて、当該感染症を直接の原因としてお亡くなりになった場合には、「災害割増特約」などのお支払対象としてお取扱いしております。

各種サービスによるお客さまサポート

新型コロナウイルス感染症に関する不安解消への取組み

当社の商品付帯サービスとして被保険者さまとその同居のご家族に無料でご提供している「24時間電話健康相談サービス」*1では、医師・保健師・看護師等が新型コロナウイルス感染症に関するご相談に24時間365日お応えしております。そのほか、内閣府の戦略イノベーション創造プログラム「AIホスピタルによる高度診断・治療システム」の一環として、国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所が開発・提供している、「人工知能アバターを利用した新型コロナウイルス感染症の相談補助システム」*2についてもご紹介しております。

外出自粛などの影響による運動不足の解消へのサポート

アクサ・ホールディングス・ジャパン傘下のアクサ生命が提供する「健康経営サポートパッケージ」の健康増進メニューである運動機会増進アプリ「WEBGYM(ウェブジム)」*3のアクサ生命専用ページを期間限定ながら当社のご契約者さま、被保険者さまとその同居のご家族の方に無料でご利用いただけるようにしております。

*1 「24時間電話健康相談サービス」はティーベック株式会社が提供します。サービス内容・品質についてはアクサダイレクト生命が保証するものではありません。新型コロナウイルスへの感染が疑われる状態の定義に当てはまる方には、各都道府県所定のご相談窓口等をご案内いたします。新型コロナウイルスについては十分解明されていないこともあるため、感染経路・潜伏期間・感染予防など、政府の基本方針、厚生労働省や国立感染症研究所のガイドラインの範囲内でご相談にお応えいたします。

*2 本システムは、国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所が提供するものです。ご案内の内容、有効性などについて、アクサダイレクト生命が保証するものではありません。また、当社が提供する保険商品・サービスの一部を構成するものではありません。本システムの内容は予告なく中止、変更される場合がありますので、あらかじめご了承ください。

*3 「WEBGYM(ウェブジム)」はスポーツクラブ・ジム運営会社大手のひとつ、株式会社東急スポーツオアシスが運営するエクササイズ動画配信アプリです。アクサ生命では、2019年12月に「健康経営サポートパッケージ」の健康増進メニューとして、運動機会増進アプリをリリースして以来、株式会社東急スポーツオアシスと提携しております。

※ 本ページに記載のご契約・サービスに関する特別取扱いは、すべて2021年7月1日現在実施しているものです。

資料編

- P.21 I．保険会社の概況および組織
- P.24 II．保険会社の主要な業務の内容
- P.25 III．直近事業年度における事業の概況
- P.34 IV．直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標
- P.35 V．財産の状況
- P.45 VI．業務の状況を示す指標等
- P.63 VII．保険会社の運営
- P.68 VIII．特別勘定に関する指標等
- P.68 IX．保険会社およびその子会社等の状況
- P.69 企業概要
- P.70 開示基準項目索引

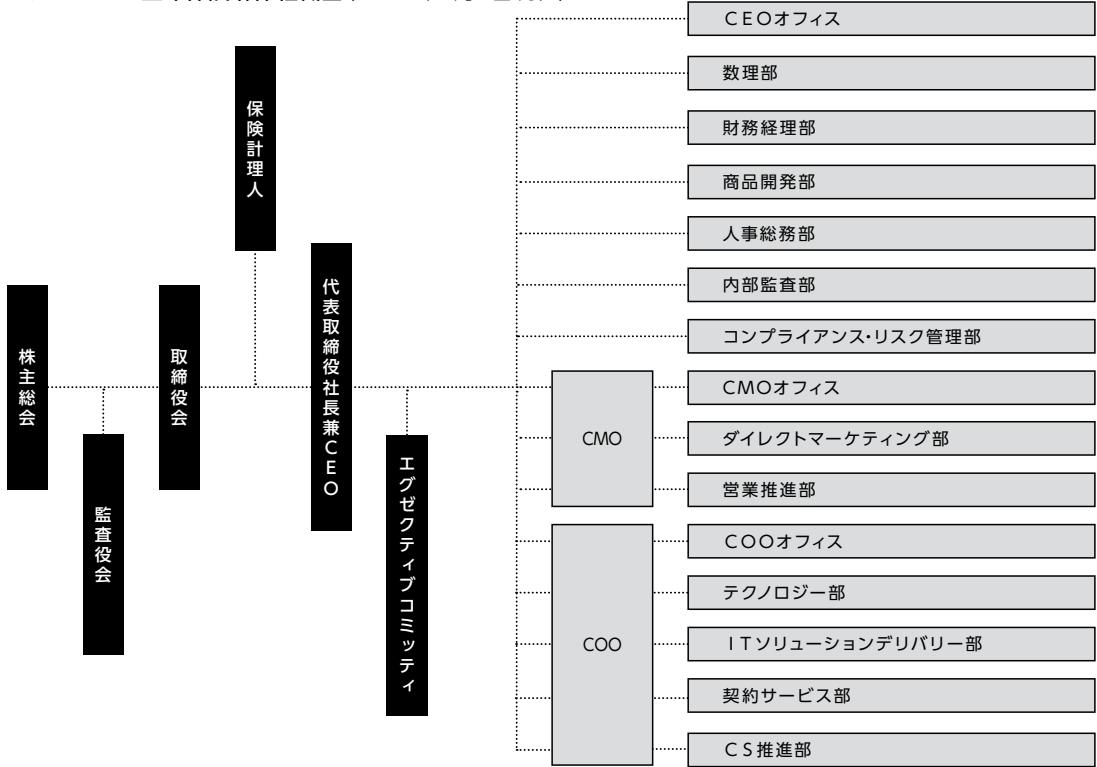
I．保険会社の概況および組織

1 沿革

2006年	10月13日	SBIホールディングス株式会社、アクサ ジャパン ホールディング株式会社、ソフトバンク株式会社の合併会社としてSBI生保設立準備株式会社を資本金2億5千万円で設立
2007年	4月 2日	資本金を7億5千万円に増額
	9月21日	資本金を12億5千万円に増額
	12月21日	資本金を37億5千万円に増額
2008年	3月19日	SBIアクサ生命保険株式会社に社名変更
	4月 2日	生命保険業の免許を取得
	4月 7日	営業開始
2010年	2月16日	SBIホールディングス株式会社は、保有する当社発行済株式の55％に当たる82,500株すべてをアクサ ジャパン ホールディング株式会社へ譲渡
	5月12日	SBIアクサ生命保険株式会社よりネクスティア生命保険株式会社へ社名変更
	8月31日	資本金を47億5千万円に増額
2011年	3月25日	資本金を57億5千万円に増額
2012年	3月30日	資本金を67億5千万円に増額
	9月24日	資本金を77億5千万円に増額
2013年	5月14日	ネクスティア生命保険株式会社よりアクサダイレクト生命保険株式会社へ社名変更
	9月24日	資本金を87億5千万円に増額
2014年	9月24日	資本金を97億5千万円に増額
	10月 1日	アクサ ジャパン ホールディング株式会社は生命保険事業免許を取得し、アクサ生命保険株式会社を吸収合併するとともに、その商号と業務を継承 これによりアクサ生命保険株式会社の100％子会社となる
2019年	3月22日	資本金を105億円に増額
	4月 1日	アクサ生命保険株式会社は、持株会社であるアクサ・ホールディングス・ジャパン株式会社を設立
	4月 2日	アクサ・ホールディングス・ジャパン株式会社の100％子会社となる
2020年	3月27日	資本金を110億円に増額

2 経営の組織

■ アクサダイレクト生命保険（株）組織図（2021年7月1日現在）



3 店舗

■ 本社
〒108-0072 東京都港区白金1丁目1 7 番3号
NBFプラチナタワー
TEL:0120-335-622（代表）

4 資本金の推移

年月日	増資額	増資後資本金	摘 要
2006年 10月13日	250百万円	250百万円	会社設立
2007年 4月 2日	500百万円	750百万円	
2007年 9月21日	500百万円	1,250百万円	
2007年 12月21日	2,500百万円	3,750百万円	
2010年 8月31日	1,000百万円	4,750百万円	
2011年 3月25日	1,000百万円	5,750百万円	
2012年 3月30日	1,000百万円	6,750百万円	
2012年 9月24日	1,000百万円	7,750百万円	
2013年 9月24日	1,000百万円	8,750百万円	
2014年 9月24日	1,000百万円	9,750百万円	
2019年 3月22日	750百万円	10,500百万円	
2020年 3月27日	500百万円	11,000百万円	

5 株式の総数

発行する株式の総数	10,000千株
発行済株式の総数	4,394千株
当期末株主数	1名

6 株式の状況

-1 発行済株式の種類等

発行済株式	種 類	発行数	内 容
	普通株式	4,394千株	－

-2 大株主

株主名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	持株比率	持株数	持株比率
アクサ・ホールディングス・ジャパン株式会社	4,394千株	100.0%	－ 千株	－ %

(注) 当社の株主は上記1株主のみです。

7 主要株主の状況

名 称	主たる営業所または事務所の所在地	資本金または出資金	事業の内容	設 立年月日	株式等の総数等に占める所有株式等の割合
アクサ・ホールディングス・ジャパン株式会社	東京都港区	85,000百万円	保険子会社等の事業の支配・管理	2019年4月1日	100.0%

8 取締役および監査役

(2021年7月1日現在)			
役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
代表取締役社長兼 チーフエグゼクティブオフィサー	田中 勇二郎	常勤監査役	中村 卓也
取締役兼執行役員 チーフオペレーティングオフィサー	木島 博征	監査役(社外監査役)	斎藤 輝夫
取締役	水村 崇	監査役(社外監査役)	澤入 雅彦
取締役	福田 桂子		

9 会計監査人の氏名または名称

P w Cあらた有限責任監査法人

10 従業員の在籍・採用状況

区 分	2019年度末 在籍数	2020年度末 在籍数	2019年度 採用数	2020年度 採用数	2020年度末	
					平均年齢	平均勤続年数
内勤職員	104名	114名	21名	23名	41.0歳	4.2年
(男 子)	53名	58名	10名	12名	40.7歳	4.3年
(女 子)	51名	56名	11名	11名	41.4歳	4.0年
(総合職)	104名	114名	21名	23名	41.0歳	4.2年
(一般職)	0名	0名	0名	0名	－	－
営業職員	0名	0名	0名	0名	－	－
(男 子)	0名	0名	0名	0名	－	－
(女 子)	0名	0名	0名	0名	－	－

(注) 1.当社における従業員の定義は「内勤社員および契約社員」とし、従業員兼務役員および派遣社員ならびにパート・アルバイト従業員は含んでおりません。
2.年度末在籍数には、従業員のうち、末日付け退職者および休職者は含め、出向者は除外しております。
3.平均年齢および平均勤続年数には、末日付け退職者および休職者は含め、出向者は除外しております。

11 平均給与

-1 内勤職員

(単位:千円)	
区 分	2021年3月
内勤職員	443

(注) 1.平均給与月額とは2021年3月中の税込定例給与であり、賞与および時間外手当は含みません。
2.平均給与には、末日付け退職者は含め、休職者および出向者は除外しております。

-2 営業職員

該当ありません。

Ⅱ．保険会社の主要な業務の内容

1 主要な業務の内容

-1 生命保険業

生命保険業免許に基づき、生命保険の引受けを行っています。また、保険料として収受した金銭などの資産の運用を行っています。

-2 付随業務およびその他の業務

○他の保険会社の保険業にかかる業務の代理または事務の代行
保険業法第98条第1項第1号に基づき、他の保険会社の保険業にかかる業務の代理または事務の代行を行っています（アクサ損害保険株式会社の保険業にかかる業務の代理および事務の代行）。

2 経営方針

P.10の「アクサダイレクト生命の特長」をご覧ください。

Ⅲ．直近事業年度における事業の概況

1 直近事業年度における事業の概況

-1 事業の経過および成果

本年度は、保険料等収入は前年度比39.3％増加し、保有契約件数は17万件を超えました。個人保険の新契約件数は前年度比5.4％増の39,384件、新契約高は前年度比18.3％増の149,335百万円となりました。3月末の保有契約件数は178,521件、同保有契約高767,502百万円となっております。
また、保険料等収入8,481百万円等により、経常収益は8,606百万円

となりました。保険金等支払金2,509百万円、責任準備金等繰入額2,080百万円、事業費4,492百万円、その他経常費用191百万円、等の経常費用を控除し、法人税等合計は△149百万円となった結果、当期純損失は519百万円となりました。
なお、ソルベンシー・マージン比率は937.2％となっております。

-2 対処すべき課題

当社はテクノロジーを活用した保険サービスを供する生命保険会社として、合理的でわかりやすい保険商品や、利便性の高いサービスを提供する必要があると考えており、技術進歩やお客さま層の変化と共に多様化するチャネルからの申込みにスピードをもって対応しておりますが、以下の点が対処すべき課題と認識しております。

イ 多様なタッチポイントを通じた保険商品とサービスの提供
Webチャットや電話、店舗といったお客さまとのさまざまな接点を設けることで、多様な相談ニーズに応じるための環境を整備しております。こうした戦略を通じて、合理的でわかりやすい保険商品や、利便性の高いサービスの開発・提供を行ってまいります。

ロ 事業費効率化の推進
シンプルな保険商品を手頃な保険料で提供することが当社の特長であり、事業費の効率化はお客さまにご負担いただく保険料への負担をできる限り抑えるという観点でも重要な課題と認識しております。引続き、事業費の効率的な運営に努め、当社の成長の加速と収支を安定させることにより、長期にわたってお客さまの信頼に添えていく基礎としてまいります。

ハ 適切でわかりやすい情報提供の継続
お客さまは生命保険をご検討いただき始めてからお申込みに至るまで、多様なチャネルから情報を取得され比較、検討されています。Webサイトやパンフレット、比較サイト等においてわかりやすく情報提供することで、お客さまの保険選びのサポートを行っております。また、お客さまにご契約状況のお知らせ等で定期的にご案内等を行い、安心してご加入いただける環境を整えてまいります。

ニ 厳正な情報管理および堅固なネットワーク・セキュリティの維持
お客さまとの情報のやりとりがインターネットを中心に行われるため、情報の取扱いには最大の注意を払い、その厳正な管理を引続き行ってまいります。また、インターネット上の各種リスクに対して備えた高いセキュリティシステムも定期的な点検等を通じ、随時新しいものに更新、改良を行ってまいります。

ホ コンプライアンスの徹底
法令やルールを厳格に遵守することは不可欠であり、常にコンプライアンスを重視した経営を実践してまいります。

2 契約者懇談会開催の概況

該当ありません。

3 相談・苦情処理態勢、相談（照会、苦情）の件数、および改善事例

お客さまの声を反映し改善を行った事項

当社ではお客さまからお寄せいただきましたご意見・ご要望などを「お客さまの声」として収集および把握し、商品開発やお客さま満足度の向上につなげるためのサービスの改善に活かしております。2020年度のお客さまの声から実現した改善の代表例は以下のとおりです。

■お客さまの声から実現した改善事例

お客さまの声	改善策・改善結果
契約更新を迎えた際の手続画面で、満了手続きの方法がわかりづらい。	2020年4月1日より、更新に関する手続きを行う画面の表記を変更いたしました。 これまでは、満了手続きを希望される場合も一度「更新」と表記されたボタンを押下し、次のお手続画面へ進む仕様となっておりますが、ボタンの表記を「手続」に変更いたしました。 これによりお手続方法を迷われるケースが減少しております。
マイページへのログイン画面で、パスワードを入力すると“●”と表示されるため、誤入力の原因が難しい。	これまで、入力する際の環境により「のぞき見」などから保護するため、パスワードを“●”表示としておりました。 2020年7月8日より、入力する際の環境や状況に応じて、ご自身にてログイン画面のパスワード入力欄下部「パスワードを表示」ボタンを押下いただくと、入力されたパスワードを表示できる仕様にいたしました。 「のぞき見」などに注意しつつ、パスワード入力時の確認にご活用いただければと存じます。
復活の手続書類がわかりづらい。	2020年10月1日より、保険契約の復活のお手続書類をシンプルでわかりやすい内容に変更いたしました。 記載内容のシンプル化とレイアウトの見直しを行い、ご記入いただく箇所を視覚的にわかりやすくしました。 これにより、確認箇所が多く煩わしい、情報が多くてわかりづらいといったお客さまのご負担を軽減いたしました。
お客さま情報の入力を再開したときに、一度入力した名前や住所などを最初からもう一度入力するのは面倒だ。	これまでは、当社Webサイトの「お客さま情報の入力」ページにて、お客さま情報（お名前やご住所など）の入力途中でページを閉じてしまった場合、「お客さま情報の入力」ページに再訪いただいたときには、一から情報を入力しなおしていただく必要がありました。 2021年3月15日より、お客さま情報を一度ご入力いただいたお客さまが「お客さま情報の入力」ページに再訪された際に、お客さまの端末に保存された前回の入力情報の自動入力を選択できるようになりました。 これにより、お申込手続きを再開いただいたときのお客さま情報のご入力がスムーズになりました。

お客さまからお寄せいただいたご相談・お問合せ件数および苦情件数

2020年度の1年間にカスタマーサービスセンターおよびお客様相談室などにお寄せいただきました、お客さまからのご相談・お問合せなどの件数は67,566件でした。そのうち苦情を表明されたものは405件でした。お客さまからお寄せいただきました苦情については、情報を収集・検討したうえで業務の改善に努めております。

■ ご相談（照会・苦情）・お問合せ件数

(単位:件)

内 容	件 数
ご相談・お問合せ	67,161
苦情	405
合計	67,566

■ 苦情件数および内訳

(単位:件、%)

項 目	件 数	占 率
新契約関連	137	33.8
収納関連	44	10.9
保全関連	48	11.9
保険金・給付金関連	126	31.1
その他	50	12.3
合計	405	100.0

4 契約者に対する情報提供の実態

P.15の「より快適に保険をお選びいただくために最適な情報を」をご覧ください。

5 商品に対する情報およびデメリット情報提供の方法

保険契約者が、生命保険のしくみや制度についてご存じでなかったために不利益を被るような条項を、不利益条項（デメリット情報）といいます。当社では、これらの情報をあらかじめ保険契約者に正確にお伝えすることが重要であると考え、ご契約のお申込みをいただくまでの間に「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」、「ご契約のしおり・約款」などの諸情報を提供し、そのうえで「意向確認書」によりお申込内容を確認していただくことを通じて、保険契約者に対する情報提供の徹底を図っております。
デメリット情報の代表的なものは以下のとおりですが、実際のご契約におけるお取扱いに関しましては、普通保険約款および各特約条項を必ずご確認ください。

-1 お申込みの撤回など（クーリング・オフ制度）について

保険契約者はご契約のお申込日の翌日からその日を含めて8日以内であれば、書面によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。この場合、保険料をすでにお払込みいただいているときには保険料を全額お返しします。

-2 保険金などのお支払い、または保険料の払込みの免除ができない場合について

以下のような場合には、保険金などのお支払い、または保険料の払込みの免除ができません。

(1) 免責事由に該当する場合のおもな例

保険金などの種類		お支払いできない場合・保険料の払込みが免除されない場合
死 亡 保 険	死亡保険金（または死亡年金）	・ 責任開始期（復活の場合には最後の復活の際の責任開始期）の属する日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 ・ 死亡保険金受取人（または死亡年金受取人）の故意（ただし、その者が死亡保険金（または死亡年金）の一部の受取人であるときは、その残額を他の受取人に支払います） ・ 保険契約者の故意 ・ 戦争その他の変乱（ただし、支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、その程度に応じ、保険金（または年金）を全額または削減して支払うことがあります）
	災害死亡保険金	・ 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ・ 死亡保険金受取人の故意または重大な過失（ただし、その者が災害死亡保険金の一部の受取人であるときは、その残額を他の受取人に支払います） ・ 被保険者の犯罪行為 ・ 被保険者の精神障害を原因とする事故 ・ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ・ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ・ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ・ 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波（ただし、支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、その程度に応じ、保険金を全額または削減して支払うことがあります）
	高度障害保険金（または高度障害年金）	・ 被保険者の自殺行為 ・ 保険契約者または被保険者の故意による傷害行為 ・ 被保険者の犯罪行為 ・ 戦争その他の変乱（ただし、支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、その程度に応じ、保険金（または年金）を全額または削減して支払うことがあります）
医 療 保 険	災害入院給付金 疾病入院給付金 手術給付金	・ 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ・ 被保険者の犯罪行為 ・ 被保険者の精神障害を原因とする事故 ・ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ・ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ・ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ・ 被保険者の薬物依存 ・ 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波（ただし、支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、その程度に応じ、給付金を全額または削減して支払うことがあります）
就 業 不 能 保 険	就業不能給付金	・ 被保険者の精神障害（精神疾患の診断の有無にかかわらず、自由な意思決定能力がないかまたは著しく減退した状態）を原因とする事故 ・ 被保険者の妊娠・出産等 ・ 被保険者の頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛で、他覚所見（理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見）のないもの ・ 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ・ 被保険者の自殺行為または犯罪行為 ・ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ・ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ・ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ・ 被保険者の薬物依存 ・ 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波（ただし、支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、その程度に応じ、給付金を全額または削減して支払うことがあります）

就業不能保険	就業不能給付金 (精神疾患)	・保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ・被保険者の犯罪行為 ・被保険者の薬物依存 ・戦争その他の変乱、地震、噴火または津波（ただし、支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、その程度に応じ、給付金を全額または削減して支払うことがあります）
死亡保険	保険料の払込みの免除（所定の不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に所定の障害状態に該当したとき）	・保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ・被保険者の犯罪行為 ・被保険者の精神障害を原因とする事故 ・被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ・被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ・戦争その他の変乱、地震、噴火または津波（ただし、免除事由に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、保険料の払込みを免除することがあります）
医療保険・がん保険・就業不能保険	保険料の払込みの免除（傷害または疾病によって所定の高度障害状態に該当したとき）	・被保険者の自殺行為 ・保険契約者または被保険者の故意による傷害行為 ・被保険者の犯罪行為 ・戦争その他の変乱、地震、噴火または津波（ただし、免除事由に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、保険料の払込みを免除することがあります）
	保険料の払込みの免除（所定の不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に所定の障害状態に該当したとき）	・保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ・被保険者の犯罪行為 ・被保険者の精神障害を原因とする事故 ・被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ・被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ・戦争その他の変乱、地震、噴火または津波（ただし、免除事由に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、保険料の払込みを免除することがあります）

(2) 「重大事由による解除」における重大事由に該当する場合

次のような事由に該当し、ご契約または特約が解除されたとき、保険金などのお支払いができないことがあります。

- ①保険契約者、被保険者または保険金などの受取人がご契約の保険金などを詐取する目的もしくは第三者に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます）をしたとき
- ②ご契約の保険金などの請求に関し、保険金などの受取人に詐欺行為（未遂を含みます）があったとき
- ③ご契約の重複により保険金などの合計額が著しく過大であり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- ④保険契約者、被保険者または保険金などの受取人が反社会的勢力^(※1)に該当すると認められるとき、または、これらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係^(※2)を有していると認められるとき
- ⑤上記の他、保険契約者、被保険者または保険金などの受取人に対する信頼を損ないご契約の存続を困難とする上記と同等の重大な事由があるとき

※ 上記の事由が生じた以後に保険金などの支払事由または保険料の払込みの免除事由が生じたときは、当社は保険金のお支払いまたは保険料の払込みの免除を行いません（上記④の事由にのみ該当した場合で、保険金などの受取人が複数の場合、保険金などのうち、上記④に該当した一部の受取人にお支払いすることになっていた保険金などを除いた額を他の受取人に支払います）。すでに保険金などをお支払いしていたときでも、その返還を請求することができ、また、すでに保険料の払込みを免除していたときには免除した保険料のお払込みがなかったものとして取扱います。

(※1) 暴力団、暴力団員（脱退後5年を経過しない者を含みます）、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(※2) 反社会的勢力に対する資金などの提供または便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うことなどをいいます。また、保険契約者または保険金などの受取人が法人の場合は、反社会的勢力による経営の支配または実質的な関与があることもいいます。

(3) 告知義務違反があった場合

お申込みの際に告知していただいた内容について、事実を正しく告知されなかった場合や、事実と違うことを告知された場合、ご契約または特約が告知義務違反のため解除となり、保険金などのお支払いができないことがあります。

(4) ご契約が失効している場合

ご契約の失効中に支払事由または免除事由が発生した場合、保険金などのお支払いまたは保険料の払込みの免除ができません。

(5) 詐欺による取消し、不法取得目的による無効の場合

- ・保険契約者、被保険者または保険金などの受取人の詐欺によってご契約を締結または復活したときは、当社はそのご契約を取消することができます。この場合、お払いいただいた保険料はお返ししません。
- ・保険契約者が保険金などを不法に取得する目的または他人に保険金などを不法に取得させる目的をもってご契約を締結または復活したときは、そのご契約は無効となります。この場合、お払いいただいた保険料はお返ししません。

-3 解約と解約返戻金について

お払いいただいた保険料は預貯金とは異なり、一部は保険金などのお支払い、一部はご契約の締結や維持に必要な経費に充てられます。したがって、ご契約を保険期間の途中で解約されますと多くの場合、解約返戻金が全くないか、あってもお払いいただいた保険料の合計額より少ない金額になります。

6 代理店教育・研修の概略

当社は、インターネット上において「お客さまに商品内容をご理解いただき自らお申込手続きいただく」ことを前提とした募集形態をとっておりますが、近年は募集代理店の店舗等での対面募集も増加しております。そのため、お客さまにとってわかりやすくて確な情報提供を行うことができる募集代理店の育成が重要と認識しております。お客さまに安心と満足を実感いただくためには、募集代理店がインターネット上で募集を行う際にも対面で募集を行う際にも、「お客さまの意向を踏まえ、ニーズに合致した保険商品を提供すること」「比較推奨販売を適切に実践して、お客さまに最適な保険を選んでいただけること」が重要であると考えております。こうした認識のもと、募集代理店の登録前、登録後の研修などにおいて、当社商品の販売に必要な知識についての研修を行うとともに、コンプライアンスを遵守した正しい募集活動の意識を高めることを目的とした研修を実施しております。

7 新規開発商品の状況

-1 「アクサダイレクトのONE メディカル」の発売

アクサ生命およびアクサダイレクト生命は、アクサ・ホールディングス・ジャパンのグループ戦略「ONE AXA 2023－お客さまと共に」に基づき、アクサダイレクト生命が新規開発した終身医療保険「アクサダイレクトのONE メディカル」（終身医療保険（無解約返戻金型）A）を、アクサ生命の代理店チャンネルを通じ、2020年12月2日に発売いたしました。この商品は、アクサダイレクト生命の商品開発における機動性と、アクサ生命が有する全国に広がる代理店を通じた販売基盤や代理店支援体制という両社の強みを「ONE AXA」のもとに融合し、実現した新商品です。

医療技術の進歩・高度化により、入院日数の短期化^(※1)や退院後の通院の増加が進み^(※2)、また、治療に対する患者のニーズや要望は多様化しております。この商品は、お客さまに最適な治療を安心してお受けいただけるよう、入院、手術、通院や、がん、生活習慣病といったさまざまなリスクに加え、先進医療のほか患者申出療養にも対応し、幅広い保障を提供いたします。3大疾病で所定の状態になった場合は、業界最高水準^(※3)である最高500万円の一時金が支払われるなど、手厚い保障が確保できる一方、アクサダイレクト生命のシンプルでスピーディな商品開発プラットフォームを活用することによって低廉な保険料を実現し、お客さまや代理店の皆さまからのご要望が多かった医療保障ニーズに対応することが可能となりました。

【商品の特長】

1. 「入院・通院」に手厚い保障

病気やケガによる入院を日帰り入院から保障。3大・8大疾病による支払日数無制限も可能。

2. 「がん・生活習慣病」に手厚い保障

がん（上皮内がんを含む）・心疾患・脳血管疾患で所定の状態になった場合、最高500万円（上皮内がんは最高200万円）の一時金を受け取ることができます。

3. 「先進医療・患者申出療養」に手厚い保障

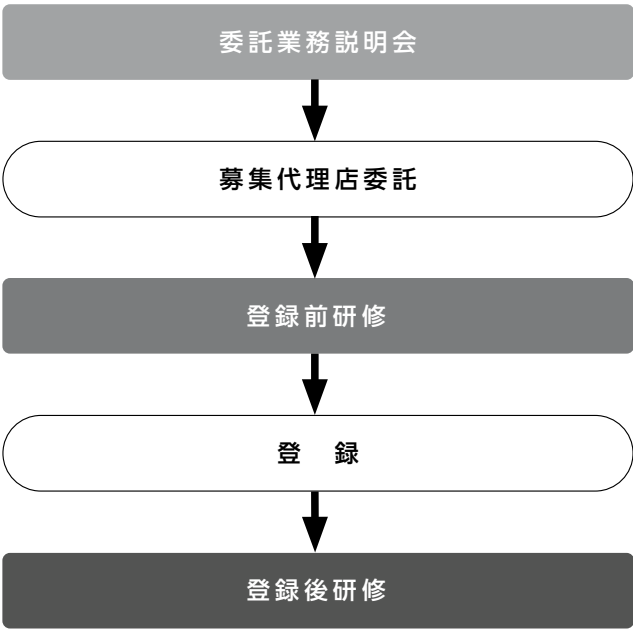
先進医療・患者申出療養にかかる技術料を最高2,000万円までサポートします。さらに、先進医療・患者申出療養一時金として、1回につき10万円が受け取れます。

(※1) 厚生労働省「平成30年医療施設（動態）調査・病院報告の概況」より

(※2) 厚生労働省「平成20年・23年・26年・29年 患者調査」より。退院後に通院した患者数には、往診・訪問診療等を受けた患者数を含みます。

(※3) 狭心症等を含む3大疾病で一時金を支払う生保各社の医療保険の特約を比較した結果、一時金の最高額が500万円であったため業界最高水準という表記を使用しております（2020年10月時点）。

【業界共通の代理店制度】



8 保険商品一覧

当社の保険商品は、インターネットでお申込手続きを完結できるのが大きな特長です。販売中の商品は以下のものがあります（2021年7月1日現在）。

-1 死亡保険

○「アクサダイレクトの終身保険」（終身保険（低解約返戻金型））

- 終身保険（低解約返戻金型）は、死亡した場合や所定の高度障害状態になった場合を保障する終身タイプの保険です。
- 解約返戻金の水準を低く設定することにより、割安な保険料を実現しております。
- リビング・ニーズ特約を付加することで、6ヵ月以内の余命宣告を受けた場合には生前に保険金を受け取ることができます。

主契約：終身保険（低解約返戻金型）

特 約：リビング・ニーズ特約

○「アクサダイレクトの定期保険 2」（定期保険（無解約返戻金型））

- 定期保険（無解約返戻金型）は、死亡した場合や所定の高度障害状態になった場合を保障する定期タイプの保険です。
- 災害割増特約を付加することで、所定の不慮の事故や所定の感染症による死亡・所定の高度障害状態の場合の保障を上乗せすることができます。
- リビング・ニーズ特約を付加することで、6ヵ月以内の余命宣告を受けた場合には生前に保険金を受け取ることができます。

主契約：定期保険（無解約返戻金型）

特 約：災害割増特約、リビング・ニーズ特約

○「アクサダイレクトの収入保障 2」（収入保障保険（無解約返戻金型））

- 収入保障保険（無解約返戻金型）は、死亡した場合や所定の高度障害状態になった場合に、保険期間満了時まで毎月定額の年金をお支払いする保険です。
- 年金支払いに代えて未払年金の現価の全部または一部を一時金としてお支払いすることもできます。
- 災害割増特約を付加することで、所定の不慮の事故や所定の感染症による死亡・所定の高度障害状態の場合の保障を上乗せすることができます。
- リビング・ニーズ特約（収入保障保険（無解約返戻金型）用）を付加することで、6ヵ月以内の余命宣告を受けた場合には生前に保険金を受け取ることができます。

主契約：収入保障保険（無解約返戻金型）

特 約：災害割増特約、リビング・ニーズ特約（収入保障保険（無解約返戻金型）用）

-2 医療保険

○「アクサダイレクトの終身医療」（終身医療保険（無解約返戻金型））

- 終身医療保険（無解約返戻金型）Ⅰ型は、病気・ケガの治療を直接の目的として入院した場合や所定の手術を受けた場合を主に保障、Ⅱ型は、病気・ケガの治療を直接の目的として入院した場合を主に保障する、終身タイプの保険です。
- 特約を付加することで、所定の先進医療を受けた場合の保障、入院時の上乗せ保障、退院後の通院費用に備えるための保障、所定のがん（悪性新生物および上皮内新生物）・所定の女性特有の病気により入院した場合の保障を追加することができます。また、所定の3大疾病（悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中）により入院を開始した場合に以後の保険料の払込みが不要となる特約もあります。
- 健康祝金特則を付加することで、主契約の給付金の支払事由または保険料の払込みの免除事由が生じなかったときに、健康祝金を3年ごとに受け取ることができます。

主 契 約：終身医療保険（無解約返戻金型）

特約（特則）：先進医療特約、3大疾病保険料払込免除特約、長期入院時一時金給付特約、入院時一時金給付特約（15）、通院支援特約（退院時給付型）、女性疾病入院特約、健康祝金特則

○「アクサダイレクトのONE メディカル」（終身医療保険（無解約返戻金型）A）

- 終身医療保険（無解約返戻金型）Aは、病気・ケガの治療を直接の目的として入院した場合や所定の手術を受けた場合を主に保障する終身タイプの保険です。
- 特約を付加することで、入院時の上乗せ保障、退院後の通院費用に備えるための保障、所定の先進医療または所定の患者申出療養を受けた場合の保障、所定の女性特定疾病（所定のがん（悪性新生物および上皮内新生物）を含みます）により入院した場合または所定の女性特定手術（所定の特定不妊治療を含みます）を受けた場合の保障、所定のがん（悪性新生物および上皮内新生物）により所定の状態になった場合の保障、所定の3大疾病^{（＊1）}により所定の状態になった場合の保障を追加することができます。また、所定の3大疾病^{（＊1）}により所定の状態になった場合に以後の保険料の払込みが不要となる特約もあります。
- 3大疾病入院支払日数無制限特則Aまたは8大疾病入院支払日数無制限特則Aを付加することで、所定の3大疾病^{（＊1）}または所定の8大疾病^{（＊2）}により入院した場合の主契約の疾病入院給付金、および、所定のがん（悪性新生物および上皮内新生物）により入院した場合の女性医療特約Aの女性疾病入院給付金の1入院の支払限度や通算支払限度を延長することができます。

（＊1）所定の3大疾病とは、がん（悪性新生物および上皮内新生物）、心疾患、脳血管疾患をいいます。

（＊2）所定の8大疾病とは、がん（悪性新生物および上皮内新生物）、心疾患、脳血管疾患、肝疾患、脾疾患、腎疾患、糖尿病、高血圧性疾患・大動脈瘤等をいいます。

主 契 約：終身医療保険（無解約返戻金型）A

特約（特則）：入院時一時金給付特約（15）、通院支援一時金給付特約（がん倍額保障型）A、先進医療・患者申出療養特約A、女性医療特約A、がん一時金給付特約A、3大疾病一時金給付特約A、3大疾病保険料払込免除特約A、3大疾病入院支払日数無制限特則A、8大疾病入院支払日数無制限特則A

○「アクサダイレクトの定期医療」（医療保険（定期型））

- 医療保険（定期型）は、病気・ケガの治療を直接の目的として入院した場合や所定の手術を受けた場合を保障する定期タイプの保険です。
- 入院時一時金給付特約を付加することで、入院時の上乗せ保障を追加することができます。

主契約：医療保険（定期型）

特 約：入院時一時金給付特約

-3 がん保険

○「アクサダイレクトのがん終身」（がん保険（終身型））

- がん保険（終身型）は、所定のがん（悪性新生物および上皮内新生物）の治療を直接の目的として入院した場合や、所定のがん（悪性新生物および上皮内新生物）と診断された場合を保障する、終身タイプの保険です。
- がん入院給付金は、日数無制限でお支払いします。がん診断給付金のお支払いは、保険期間を通じて1回のみです。
- 特約を付加することで、所定のがん（悪性新生物および上皮内新生物）の治療を直接の目的として所定の抗がん剤治療や手術、先進医療を受けた場合の保障、退院時の保障を追加することができます。また、所定の女性特有のがんの治療を直接の目的として入院した場合の保障を追加することができます。さらに、一定期間無事故であった場合に給付金を受け取ることができる特約もあります。

主契約：がん保険（終身型）

特 約：抗がん剤治療特約、がん手術給付特約（終身型）+がん先進医療特約+がん退院療養特約（終身型）、女性がん入院特約、がん無事故給付特約

○「アクサダイレクトのがん定期」（がん保険（定期型））

- がん保険（定期型）は、所定のがん（悪性新生物および上皮内新生物）の治療を直接の目的として入院した場合や、所定のがん（悪性新生物および上皮内新生物）と診断された場合を保障する、定期タイプの保険です。
- がん入院給付金は、日数無制限でお支払いします。がん診断給付金のお支払いは、保険期間（更新契約の保険期間を含みます）を通じて1回のみです。
- 特約を付加することで、所定のがん（悪性新生物および上皮内新生物）の治療を直接の目的として所定の手術や先進医療を受けた場合の保障、退院時の保障を追加することができます。

主契約：がん保険（定期型）

特 約：がん手術給付特約（定期型）+がん先進医療特約+がん退院療養特約（定期型）

-4 就業不能保険

○「アクサダイレクトの働けないときの安心」(就業不能保険(無解約返戻金型))

- 病気やケガで働けなくなった場合を保障する定期タイプの保険です(所定の精神疾患も保障します)。
- 所定の就業不能状態が支払対象外期間(60日)^(*)を超えて継続した場合に、その就業不能状態が継続しているかぎり、保険期間満了まで毎月、就業不能給付金をお支払いします(通算支払限度はありません)。
所定の就業不能状態(精神疾患)が支払対象外期間(60日)^(*)を超えて継続した場合に、その就業不能状態(精神疾患)が継続している期間中、保険期間満了まで毎月、通算18回を限度として就業不能給付金(精神疾患)をお支払いします。
- 就業不能給付金および就業不能給付金(精神疾患)のお支払金額は、就業不能給付金月額です。
- 「初期支払削減特則」を付加することにより、所定の就業不能状態に該当した日からその日を含めて540日以内、または、所定の就業不能状態(精神疾患)に該当した日からその日を含めて540日以内のお支払金額を50％削減することもできます。

(*) 所定の就業不能状態が支払対象外期間を超えて継続した場合で、その就業不能状態が終了した日の翌日からその日を含めて180日以内の保険期間中に、再び、所定の就業不能状態に該当したときは、新たな就業不能状態に対する支払対象外期間は30日となります。
所定の就業不能状態(精神疾患)が支払対象外期間を超えて継続した場合で、その就業不能状態(精神疾患)が終了した日の翌日からその日を含めて180日以内の保険期間中に、再び、所定の就業不能状態(精神疾患)に該当したときは、新たな就業不能状態(精神疾患)に対する支払対象外期間は30日となります。

主契約：就業不能保険(無解約返戻金型)

特 則：初期支払削減特則

-5 引受基準緩和型保険

○「アクサダイレクトのはいりやすい定期」(引受基準緩和型定期保険(無解約返戻金型))

- 引受基準緩和型定期保険(無解約返戻金型)は、持病のある方や、過去に入院・手術をされた方でも入りやすい保険です。
- 所定の2つの告知項目に該当しなければ、糖尿病のためインスリン治療中の方などでもお申込みいただけます。
- 死亡した場合を保障する定期タイプの保険です。
- リビング・ニーズ特約を付加することで、6ヵ月以内の余命宣告を受けた場合には生前に保険金を受け取ることができます。

主契約：引受基準緩和型定期保険(無解約返戻金型)

特 約：リビング・ニーズ特約

○「アクサダイレクトのはいりやすい医療」(引受基準緩和型終身医療保険(無解約返戻金型))

- 引受基準緩和型終身医療保険(無解約返戻金型)は、持病のある方や、過去に入院・手術をされた方でも入りやすい保険です。
- 所定の3つの告知項目に該当しなければ、糖尿病のためインスリン治療中の方などでもお申込みいただけます。なお、3大疾病保険料払込免除特約(緩和型)または女性疾病入院特約(緩和型)を付加する場合には、追加の告知が必要となります。
- I型は病気・ケガの治療を直接の目的として入院した場合や所定の手術を受けた場合を保障、Ⅱ型は病気・ケガの治療を直接の目的として入院した場合のみを保障する、終身タイプの保険です。
- 特約を付加することで、所定の先進医療を受けた場合の保障、入院時の上乗せ保障、退院後の通院費用に備えるための保障、所定のがん(悪性新生物および上皮内新生物)・所定の女性特有の病気により入院した場合の保障を追加することができます。また、所定の3大疾病(悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中)により入院を開始した場合に以後の保険料の払込みが不要となる特約もあります。
- 健康祝金特則(緩和型)を付加することで、主契約の給付金の支払事由または保険料の払込みの免除事由が生じなかったときに、健康祝金を3年ごとに受け取ることができます。
- 責任開始期前からの持病(既往症)を原因とする入院、手術等に対しても、所定の要件を満たせば給付金をお支払いします。

主 契 約：引受基準緩和型終身医療保険(無解約返戻金型)

特約(特則)：先進医療特約(緩和型)、3大疾病保険料払込免除特約(緩和型)、長期入院時一時金給付特約(緩和型)、入院時一時金給付特約(緩和型)、通院支援特約(退院時給付型)(緩和型)、女性疾病入院特約(緩和型)、健康祝金特則(緩和型)

9 情報システムに関する状況

当社では、日本初のインターネット専業生命保険会社として開業以来、磐石な情報システム基盤を維持するため、情報セキュリティの維持強化はもとより、システム開発力の拡充やシステム基盤の充実を通じ、お客さまサービスの向上に努めております。

-1 情報セキュリティ管理および個人情報保護管理態勢の向上

インターネットを主要販売チャネルとする当社においては、情報セキュリティの維持強化を最重要項目と位置づけ、情報セキュリティ基本方針の制定をはじめ、グローバルスタンダードに沿った情報セキュリティ管理・運営に関する規則および情報セキュリティ対策基準を実務指針として準拠し、加えて、情報セキュリティハンドブックを全役職員へ配布し啓蒙に努めております。また、データセンターにおけるフィジカルセキュリティ、IT内部統制強化を通じたロジカルセキュリティの充実、さらに、最先端の情報技術を用いて、外部からの攻撃、不正侵入、ウィルス・ワーム汚染、情報漏えい、故障や災害による情報消失に備えております。これらの対策により、セキュリティレベルの高度化および個人情報保護管理の強化を進め、強固なセキュリティ態勢を維持しております。

-2 システムリスク管理態勢の強化

定期的なリスクアセスメントを通じ、情報システムにかかるさまざまなリスクを洗い出し、事前の対策策定および演習を通じたリスクコントロールにより、システムリスク管理の徹底を図っております。また、過去のリスク顕在化事象の調査、分析、改善策を共有し評価することにより、システムリスクを全社の重要管理事項と位置づけ、リスク軽減に向けた取組みを強化しております。

-3 システム企画・開発体制の効率化

常に最新、最良のソリューションを調査研究し、お客さまの利便性向上、業務の効率化および事業費の抑制に向けたシステム企画を推進しております。また、システム開発においては、迅速かつ高品質を基本方針として、新商品開発、新機能開発および機能改善に取組んでおり、信頼度の高い業務システムの提供に努めております。加えて、システム開発ライフサイクルの改善を適宜推進するとともに、経営層および関連部門長で構成するOperation Committeeを定期開催し、開発案件の優先順位付けおよび外部委託管理の強化等を通じ、高効率な開発体制を築くことにより、事業費抑制を通じたシステム投資効果の最大化、最適化に努めております。

-4 システム基盤運用体制の充実と安定稼動

お客さまの大切なご契約をお預かりするには、磐石なシステム基盤を要すると考えております。当社では、本番業務を運用するプロダクションデータセンターと災害対策用のバックアップデータセンターを設置するとともに、ネットワークの多重化も含め充実した予備態勢を維持し、不測の事態に備えておりま

す。また、システム稼動監視においては24時間×365日の監視体制をしき、異常事象の早期発見、改修に注力しております。さらに、各種運用管理プロセスの改善、高度化を通じ、強固なITサービスマネジメント態勢の構築、最適化を推進し、継続的なサービス改善に努めております。

-5 2020年度のおもな活動

当年度のおもな取組みとしましては、がん保険(定期型)「アクサダイレクトのがん定期」をはじめとする契約更新や、お客さまの利便性向上に向けた施策として、Webによる告知訂正サービスの追加などに取組んでまいりました。また、基盤システムのバージョンアップによる情報セキュリティの維持向上にも継続して取組んでおり、これらの取組みにより、お客さまに安心してお手続きいただける高度なセキュリティ態勢を維持しております。また、新商品開発にも積極的に取組み、いずれの施策も厳格なプロジェクト管理により、計画通り完了しております。

・**がん保険(定期型)およびがん保険(終身型)がん先進医療特約の契約更新**

2020年8月より保険期間満了を迎えている上記保険商品について、がん保険(定期型)「アクサダイレクトのがん定期」は自動更新もしくは終身型への契約移行、がん保険(終身型)「アクサダイレクトのがん終身」がん先進医療特約は自動更新を可能にするためのシステム対応を行いました。

・**Webによる告知訂正サービスの追加**

お申込みの際にお客さまが告知された内容を訂正するには、現在はカスタマーサービスセンターに告知の誤りをお申出いただいた後、当社から書面をお送りする手続きとなっておりますが、お客さまの利便性向上に取組み、Web上で告知訂正を行うことが可能になりました。

・**基盤システムバージョンアップによる情報セキュリティの維持向上**

近年増加している情報セキュリティ事故を未然に防ぎ、当社のWebサービスを安心してご利用いただく環境を維持するため、前年に引続きさまざまな基盤システムのバージョンアップを推進してまいりました。

・**新商品の開発**

アクサ生命とのグループシナジーによる新たな事業価値の創出を目指し、終身医療保険「アクサダイレクトのONE メディカル」のシステム開発を実施いたしました。

今後ともお客さまの視点に立ったITサービスの拡充に尽力してまいります。

10 公共福祉活動、厚生事業団活動の概況

P.18の「多様性を尊重する社会の実現を目指して」をご覧ください。

Ⅳ.直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位:百万円)

項 目	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
経常収益	3,672	4,284	5,025	6,108	8,606
経常損失 (△)	△3,633	△3,167	△1,580	△1,945	△668
基礎利益	△3,595	△3,136	△1,538	△1,892	△660
当期純損失 (△)	△2,778	△2,374	△1,210	△1,481	△519
資本金の額および発行済株式の総数	9,750 644,614株	9,750 644,614株	10,500 1,894,614株	11,000 4,394,614株	11,000 4,394,614株
総資産	9,324	8,465	10,247	11,843	13,679
うち特別勘定資産	－	－	－	－	－
責任準備金残高	4,815	6,173	7,735	9,677	11,757
貸付金残高	－	－	－	－	－
有価証券残高	－	－	－	－	－
ソルベンシー・マージン比率	2,190.4%	1,723.2%	1,803.5%	1,355.9%	937.2%
従業員数	97名	93名	96名	104名	114名
保有契約高	530,327	577,808	631,705	686,582	767,502
個人保険	530,327	577,808	631,705	686,582	767,502
個人年金保険	－	－	－	－	－
団体保険	－	－	－	－	－
団体年金保険保有契約高	－	－	－	－	－

Ⅴ. 財産の状況

1 貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	2019年度 (2020年3月31日現在)	2020年度 (2021年3月31日現在)	科 目	2019年度 (2020年3月31日現在)	2020年度 (2021年3月31日現在)
(資産の部)			(負債の部)		
現金および預貯金	10,234	11,761	保険契約準備金	10,025	12,001
現金	0	0	支払備金	348	244
預貯金	10,234	11,761	責任準備金	9,677	11,757
有価証券	－	－	代理店借	41	75
有形固定資産	95	132	再保険借	95	264
建物	33	38	その他負債	407	581
その他の有形固定資産	62	94	未払法人税等	5	5
無形固定資産	463	569	未払金	18	21
ソフトウェア	463	569	未払費用	315	467
再保険貸	124	511	預り金	12	13
その他資産	728	437	資産除去債務	17	32
未収金	650	352	仮受金	38	41
前払費用	35	39	役員退職慰労引当金	4	7
預託金	42	45	価格変動準備金	0	0
その他の資産	0	0	負債の部合計	10,575	12,931
繰延税金資産	197	267	(純資産の部)		
貸倒引当金	－	△ 0	資本金	11,000	11,000
			資本剰余金	9,840	9,840
			資本準備金	9,840	9,840
			利益剰余金	△ 19,572	△ 20,092
			その他利益剰余金	△ 19,572	△ 20,092
			繰越利益剰余金	△ 19,572	△ 20,092
			株主資本合計	1,268	748
			その他有価証券評価差額金	－	－
			評価・換算差額等合計	－	－
			純資産の部 合計	1,268	748
資産の部合計	11,843	13,679	負債および純資産の部合計	11,843	13,679

【 貸借対照表注記 】

2019年度	2020年度
1. 会計方針に関する事項 (1) 有形固定資産の減価償却の方法 有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。 ①有形固定資産（リース資産を除く） 定率法（ただし、建物（2016年3月31日以前に取得した附属設備、構築物を除く）については定額法）を採用しております。 ②リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産は、残存価額を零とする定額法を採用しております。 (2) 無形固定資産の減価償却の方法 利用可能期間（主として5年）に基づく定額法によっております。	1. 会計方針に関する事項 (1) 有形固定資産の減価償却の方法 有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。 ①有形固定資産（リース資産を除く） 定率法（ただし、建物（2016年3月31日以前に取得した附属設備、構築物を除く）については定額法）を採用しております。 ②リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産は、残存価額を零とする定額法を採用しております。 (2) 無形固定資産の減価償却の方法 利用可能期間（主として5年）に基づく定額法によっております。

2019年度	2020年度
(3) 貸倒引当金の計上方法 貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乘じた額を計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は0百万円であります。 (4) 役員退職慰労引当金の計上方法 役員退職慰労引当金は、役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、支給見込額のうち、当年度末において発生したと認められる額を計上しております。 (5) 価格変動準備金の計上方法 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。 (6) 消費税等の会計処理方法 消費税および地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。 (7) 責任準備金の積立方法 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号)により計算しております。	(3) 貸倒引当金の計上方法 貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乘じた額を計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産査定部署が査定結果を二次査定しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 (4) 役員退職慰労引当金の計上方法 役員退職慰労引当金は、役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、支給見込額のうち、当年度末において発生したと認められる額を計上しております。 (5) 価格変動準備金の計上方法 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。 (6) 消費税等の会計処理方法 消費税および地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。 (7) 支払備金の積立方法 保険契約に基づいて支払義務が発生した、または発生したと認められる保険金、返戻金およびその他の給付金のうち、まだ支払っていない金額を保険業法第117条の規定に基づき、支払備金として積み立てております。 このうち、既発生未報告のものについては、保険業法第117条および施行規則第73条第1項第2号の規定に基づき、大蔵省告示第234号により算出した金額を積み立てております。 また、保険契約が再保険に付されている場合は、再保険が付された部分に相当する支払備金は、保険業法施行規則第71条第1項に基づき、原則として積み立てておりません。 (8) 責任準備金の積立方法 期末時点において、保険契約上の責任が開始している契約について、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第116条第1項に基づき、保険料および責任準備金の算出方法書（保険業法第4条第2項第4号）に記載された方法に従って計算し、責任準備金を積み立てております。 責任準備金のうち保険料積立金については、次の方式により計算しております。 ①標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号） ②標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式なお、責任準備金については、保険業法第121条第1項および保険業法施行規則第80条に基づき、毎決算期において責任準備金が適正に積み立てられているかどうかを、保険計理人が確認しております。 責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第116条および保険業法施行規則第69条第1項第3号に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。 なお、保険契約が再保険に付されている場合は、再保険が付された部分に相当する責任準備金は、保険業法施行規則第71条第1項に基づき、原則として積み立てておりません。

2019年度

2. 金融商品の状況に関する事項および金融商品の時価等に関する事項
保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用は、負債の特性やキャッシュフローの状況を踏まえ、流動性を重視しつつ安定的な利息収入を得ることを目指しております。こうした認識に基づき、具体的には、必要な現預金を維持することを主眼としております。
資金調達にかかる流動性リスクについては、各部署からの報告に基づき関連部門が適時に将来キャッシュフロー分析を行い、必要な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

主な金融資産および金融負債にかかる貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
現金および預貯金	10,234	10,234	－

注) 現金および預貯金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。
時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品
該当する事項はありません。

3. 有形固定資産の減価償却累計額（リース資産含む）は97百万円であります。

4. 関係会社に対する金銭債権の総額は449百万円、金銭債務は該当ありません。

5. 繰延税金資産の総額は、906百万円、繰延税金負債の総額は、2百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、706百万円であります。
繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、税務上の繰越欠損金679百万円であります。
繰延税金資産から評価性引当額として控除された額のうち、税務上の繰越欠損金にかかる評価性引当額は679百万円、将来減算一時差異等の合計にかかる評価性引当金額は27百万円であります。
繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、資産除去債務に対応する資産2百万円であります。

税務上の繰越欠損金およびその繰延税金資産の繰越期限別の金額は次のとおりです。

(単位:百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超10年以内	合計
税務上の繰越欠損金*	－	39	117	104	108	308	679
評価性引当額	－	39	117	104	108	308	679
繰延税金資産	－	－	－	－	－	－	－

※ 当社は連結納税を採用しており、法人税法上の連結欠損金個別帰属額はなく、地方税法上の控除対象個別帰属調整額および控除対象個別帰属税額を有するため、税務上の繰越欠損金は住民税の実効税率を乗じた額であります。

当年度における法定実効税率は28.0％であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主要な内訳は、評価性引当額の増減額△2.31％、税率差異の増減額△1.46％であります。

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行およびグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産および繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

6. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という）の金額は8百万円であり、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という）の金額は78百万円であります。

7. 1株当たりの純資産額は288円54銭であります。

8. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は46百万円であります。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。

9. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。

2020年度

2. 金融商品の状況に関する事項および金融商品の時価等に関する事項
保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用は、負債の特性やキャッシュフローの状況を踏まえ、流動性を重視しつつ安定的な利息収入を得ることを目指しております。こうした認識に基づき、具体的には、必要な現預金を維持することを主眼としております。
資金調達にかかる流動性リスクについては、各部署からの報告に基づき関連部門が適時に将来キャッシュフロー分析を行い、必要な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

主な金融資産および金融負債にかかる貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
現金および預貯金	11,761	11,761	－

注) 現金および預貯金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。
時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品
該当する事項はありません。

3. 有形固定資産の減価償却累計額（リース資産含む）は136百万円であります。

4. 関係会社に対する金銭債権の総額は114百万円、金銭債務は該当ありません。

5. 繰延税金資産の総額は、985百万円、繰延税金負債の総額は、1百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、715百万円であります。
繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、税務上の繰越欠損金687百万円であります。
繰延税金資産から評価性引当額として控除された額のうち、税務上の繰越欠損金にかかる評価性引当額は687百万円、将来減算一時差異等の合計にかかる評価性引当金額は28百万円であります。
繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、資産除去債務に対応する資産1百万円であります。

税務上の繰越欠損金およびその繰延税金資産の繰越期限別の金額は次のとおりです。

(単位:百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超10年以内	合計
税務上の繰越欠損金*	39	117	104	108	118	198	687
評価性引当額	39	117	104	108	118	198	687
繰延税金資産	－	－	－	－	－	－	－

※ 当社は連結納税を採用しており、法人税法上の連結欠損金個別帰属額はなく、地方税法上の控除対象個別帰属調整額および控除対象個別帰属税額を有するため、税務上の繰越欠損金は住民税の実効税率を乗じた額であります。

当年度における法定実効税率は28.0％であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主要な内訳は、役員報酬等永久に損金に算入されないものの額△3.85％、評価性引当額の増減額△0.92％、税率差異の増減額△0.50％であります。

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行およびグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産および繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

6. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という）の金額は31百万円であり、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という）の金額は309百万円であります。

7. 1株当たりの純資産額は170円21銭であります。

8. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は51百万円であります。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。

9. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。

2 損益計算書

(単位:百万円)		
科 目	2019年度 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)	2020年度 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)
経常収益	6,108	8,606
保険料等収入	6,089	8,481
保険料	5,754	6,878
再保険収入	334	1,603
資産運用収益	0	0
利息および配当金等収入	0	0
預貯金利息	0	0
その他経常収益	18	124
支払備金戻入額	－	103
その他の経常収益	18	20
経常費用	8,053	9,275
保険金等支払金	2,110	2,509
保険金	751	685
年 金	43	35
給付金	802	880
解約返戻金	139	125
その他返戻金	0	0
再保険料	372	781
責任準備金等繰入額	2,042	2,080
支払備金繰入額	99	－
責任準備金繰入額	1,942	2,080
資産運用費用	0	0
支払利息	0	0
事業費	3,751	4,492
その他経常費用	148	191
税 金	31	34
減価償却費	95	157
その他の経常費用	21	0
経常損失 (△)	△ 1,945	△ 668
特別損失	0	0
固定資産等処分損	0	0
税引前当期純損失 (△)	△ 1,945	△ 669
法人税および住民税	△ 444	△ 79
法人税等調整額	△ 19	△ 69
法人税等合計	△ 464	△ 149
当期純損失 (△)	△ 1,481	△ 519

【 損益計算書注記 】

2019年度

2020年度

1. 関係会社との取引による収益の該当はなく、費用の総額は1百万円であります。

2. 支払備金繰入額の計算上、足し上げられた出再支払備金戻入額の金額は38百万円、責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は10百万円であります。

3. 1株当たりの当期純損失は767円89銭であります。

4. 関連当事者との取引に関する事項は次のとおりであります。

(1) 親会社および法人主要株主等

属 性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
親会社	アクサ・ホールディングス・ジャパン(株)	(被所有) 直接 100.00%	役員の兼任	連結納税に伴う受取予定額	449	未収金	449
				増資の引受	1,000	資本金 資本準備金	500 500

(注) 1. 価格その他の条件は、市場実勢を勘案して価格交渉のうでで決定しております。
2. 取引金額および期末残高には消費税等を含めております。

(2) 子会社および関連会社

該当する事項はありません。

(3) 兄弟会社

属 性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
親会社の 子会社	アクサ生命保険(株)	－	出向者給与の支払	出向者給与の支払	60	未払費用	14
親会社の 子会社	アクサ損害保険(株)	－	代理店	代理店手数料	24	代理店借	1

(注) 1. 価格その他の条件は、市場実勢を勘案して価格交渉のうでで決定しております。
2. 取引金額および期末残高には消費税等を含めております。

5. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。

1. 会計方針に関する事項

(1) 保険料等収入の計上方法

初回保険料は、原則として、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。また、2回目以降保険料は、収納があったものについて、当該金額により計上しております。なお、収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第116条および保険業法施行規則第69条第1項第2号に基づき、責任準備金に積み立てております。

再保険収入は、再保険契約に基づき受領する保険金および配当金等を計上しております。なお、共同保険式再保険にかかる再保険手数料を再保険収入に計上しております。

(2) 保険金等支払金の計上方法

保険金等支払金(再保険料を除く)は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。再保険料は、再保険契約に基づいて支払われる保険料等を計上しております。なお、共同保険式再保険にかかる事務手数料を再保険料に計上しております。

2. 関係会社との取引による収益の該当はなく、費用の総額は1百万円であります。

3. 支払備金戻入額の計算上、足し上げられた出再支払備金繰入額の金額は22百万円、責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は231百万円であります。

4. 1株当たりの当期純損失は118円33銭であります。

5. 関連当事者との取引に関する事項は次のとおりであります。

(1) 親会社および法人主要株主等

属 性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
親会社	アクサ・ホールディングス・ジャパン(株)	(被所有) 直接 100.00%	役員の兼任 出向者給与の受取	連結納税に伴う受取予定額	113	未収金	113
				出向者給与の受取	1	未収金	1

(注) 1. 価格その他の条件は、市場実勢を勘案して価格交渉のうでで決定しております。
2. 取引金額および期末残高には消費税等を含めております。

(2) 子会社および関連会社

該当する事項はありません。

(3) 兄弟会社

属 性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
親会社の 子会社	アクサ生命保険(株)	－	出向者給与の支払	出向者給与の支払	84	未払費用	9
				再保険収入	1,289	再保険借	369
				再保険料	367	代理店借	157
親会社の 子会社	アクサ損害保険(株)	－	代理店	代理店手数料	25	代理店借	2

(注) 1. 価格その他の条件は、市場実勢を勘案して価格交渉のうでで決定しております。
2. 再保険取引については、一般の取引条件と同様に決定しております。
3. 取引金額および期末残高には消費税等を含めております。

6. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。

3 キャッシュ・フロー計算書

科 目	2019年度	2020年度
	(2019年4月1日から2020年3月31日まで)	(2020年4月1日から2021年3月31日まで)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益 (△は損失)	△ 1,945	△ 669
減価償却費	95	157
支払備金の増減額 (△は減少)	99	△ 103
責任準備金の増減額 (△は減少)	1,942	2,080
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	－	0
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△ 9	2
利息および配当金等収入	△ 0	△ 0
支払利息	0	0
有形固定資産関係損益 (△は益)	0	0
再保険貸の増減額 (△は増加)	22	△ 386
その他資産 (除く投資活動関連・財務活動関連) の増減額 (△は増加)	23	△ 51
代理店借の増減額 (△は減少)	17	33
再保険借の増減額 (△は減少)	△ 42	169
その他負債 (除く投資活動関連・財務活動関連) の増減額 (△は減少)	70	174
小 計	274	1,407
利息および配当金等の受取額	0	0
利息の支払額	△ 0	△ 0
法人税等の支払額	△ 5	△ 5
法人税等の還付金	389	426
営業活動によるキャッシュ・フロー	658	1,828
投資活動によるキャッシュ・フロー		
預貯金の純増減額 (△は増加)	－	－
有価証券の取得による支出	－	－
有価証券の売却・償還による収入	－	－
資産運用活動計	－	－
(営業活動および資産運用活動計)	(658)	(1,828)
有形固定資産の取得による支出	△ 41	△ 78
無形固定資産の取得による支出	△ 288	△ 222
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 330	△ 301
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	1,000	－
リース債務の返済による支払	－	－
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,000	－
現金および現金同等物にかかる換算差額	－	－
現金および現金同等物の増減額 (△は減少)	1,328	1,527
現金および現金同等物期首残高	8,906	10,234
現金および現金同等物期末残高	10,234	11,761

(注) 1. 現金および現金同等物の範囲
キャッシュ・フロー計算書における現金および現金同等物は、手許現金、要求払預金および取得から3ヵ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資であります。
2. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。

4 株主資本等変動計算書

2019年度 〔 2019年4月1日から 2020年3月31日まで 〕 (単位:百万円)

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	10,500	9,340	9,340	△ 18,091	△ 18,091	1,749	1,749
当期変動額							
新株の発行	500	500	500	－	－	1,000	1,000
剰余金の配当				－	－	－	－
当期純損失				△ 1,481	△ 1,481	△ 1,481	△ 1,481
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							－
当期変動額合計	500	500	500	△ 1,481	△ 1,481	△ 481	△ 481
当期末残高	11,000	9,840	9,840	△ 19,572	△ 19,572	1,268	1,268

2020年度 〔 2020年4月1日から 2021年3月31日まで 〕 (単位:百万円)

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	11,000	9,840	9,840	△ 19,572	△ 19,572	1,268	1,268
当期変動額							
新株の発行	－	－	－	－	－	－	－
剰余金の配当				－	－	－	－
当期純損失				△ 519	△ 519	△ 519	△ 519
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							－
当期変動額合計	－	－	－	△ 519	△ 519	△ 519	△ 519
当期末残高	11,000	9,840	9,840	△ 20,092	△ 20,092	748	748

【株主資本等変動計算書注記】

2019年度					2020年度				
1. 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項					1. 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項				
(単位:株)					(単位:株)				
	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数		当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
発行済株式					発行済株式				
普通株式	1,894,614	2,500,000	－	4,394,614	普通株式	4,394,614	－	－	4,394,614
合 計	1,894,614	2,500,000	－	4,394,614	合 計	4,394,614	－	－	4,394,614
自己株式					自己株式				
普通株式	－	－	－	－	普通株式	－	－	－	－
合 計	－	－	－	－	合 計	－	－	－	－

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加2,500,000株は、株主割当による新株の発行による増加であります。

2. 新株予約権および自己新株予約権に関する事項
該当する事項はありません。

3. 配当に関する事項
該当する事項はありません。

4. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 新株予約権および自己新株予約権に関する事項					2. 新株予約権および自己新株予約権に関する事項				
該当する事項はありません。					該当する事項はありません。				
3. 配当に関する事項					3. 配当に関する事項				
該当する事項はありません。					該当する事項はありません。				
4. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。					4. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。				

5 債務者区分による債権の状況

該当ありません。

6 リスク管理債権の状況

該当ありません。

7 元本補填契約のある信託にかかる貸出金の状況

該当ありません。

8 保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)

(単位:百万円)

項 目	2019年度末	2020年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	3,526	2,503
資本金等	1,268	748
価格変動準備金	0	0
危険準備金	494	503
一般貸倒引当金	－	－
(その他有価証券の評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前))×90%(マイナスの場合100%)	－	－
土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%)	－	－
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	2,414	2,807
負債性資本調達手段等	－	－
全期チルメル式責任準備金相当額超過額および負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	△ 651	△ 1,555
控除項目	－	－
その他	－	－
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1 + R_8)^2 + (R_2 + R_3 + R_7)^2} + R_4$ (B)	520	534
保険リスク相当額 R ₁	355	354
第三分野保険の保険リスク相当額 R ₈	135	145
予定利率リスク相当額 R ₂	0	1
最低保証リスク相当額 R ₇	－	－
資産運用リスク相当額 R ₃	104	126
経営管理リスク相当額 R ₄	17	18
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	1,355.9%	937.2%

(注) 上記は、保険業法施行規則第86条、第87条、第161条、第162条、第190条および平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

9 有価証券等の時価情報(会社計)

-1 有価証券の時価情報

- ① 売買目的有価証券の評価損益
該当ありません。
- ② 有価証券の時価情報
(売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの)
該当ありません。

- ☐ 満期保有目的の債券
該当ありません。
- ☐ 責任準備金対応債券
該当ありません。
- ☐ その他有価証券
該当ありません。

-2 金銭の信託の時価情報

該当ありません。

-3 デリバティブ取引の時価情報

該当ありません。

Ⅵ．業務の状況を示す指標等

1 主要な業務の状況を示す指標等

-1 決算業績の概況

個人保険の新契約件数は39,384件、前年度比5.4%の増加となりました。
新契約高は149,335百万円と前年度比18.3%の増加であり、3月末保有契約件数178,521件、同保有契約高767,502百万円となっております。
また、保険料等収入8,481百万円等により、経常収益は8,606百万円となりました。経常費用9,275百万円(うち、保険金等支払金2,509百万円、責任準備金等繰入額2,080百万円、事業費4,492百万円、その他経常費用191百万円)、法人税等合計△149百万円を控除した結果、当期純損失は△519百万円となりました。
なお、ソルベンシー・マージン比率は937.2%となっており、十分に高い健全性を確保しております。

-2 保有契約高および新契約高

■ 保有契約高

(単位:千件、億円、%)

区 分	2019年度末				2020年度末			
	件 数		金 額		件 数		金 額	
		前年度末比		前年度末比		前年度末比		前年度末比
個人保険	151	120.1	6,865	108.7	178	117.6	7,675	111.8
個人年金保険	—	—	—	—	—	—	—	—
団体保険	—	—	—	—	—	—	—	—
団体年金保険	—	—	—	—	—	—	—	—

■ 新契約高

(単位:千件、億円、%)

区 分	2019年度						2020年度					
	件 数		金 額				件 数		金 額			
		前年度比		前年度比	新契約	転換による純増加		前年度比		前年度比	新契約	転換による純増加
個人保険	37	126.1	1,262	114.2	1,262	—	39	105.4	1,493	118.3	1,493	—
個人年金保険	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
団体保険	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
団体年金保険	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

-3 年換算保険料

■ 保有契約

(単位:百万円、%)

区 分		2019年度末		2020年度末	
			前年度末比		前年度末比
個人保険		6,126	120.3	7,267	118.6
個人年金保険		—	—	—	—
合 計		6,126	120.3	7,267	118.6
うち医療保障・生前給付保障等		3,460	130.1	4,268	123.4

■ 新契約

(単位:百万円、%)

区 分		2019年度		2020年度	
			前年度比		前年度比
個人保険		1,492	122.8	1,620	108.6
個人年金保険		—	—	—	—
合 計		1,492	122.8	1,620	108.6
うち医療保障・生前給付保障等		1,052	130.6	1,097	104.3

(注) 1. 年換算保険料とは、1 回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1 年あたりの保険料に換算した金額です(一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額)。
2. 医療保障給付(入院給付、手術給付等)、生前給付保障給付(特定疾病給付、介護給付等)、保険料払込免除給付(障害を事由とするものは除く。特定疾病罹患、介護等を事由とするものを含む)等に該当する部分の年換算保険料を計上しています。

10 経常利益等の明細(基礎利益)

(単位:百万円)

		2019年度	2020年度
基礎利益	A	△ 1,892	△ 660
キャピタル収益		—	—
金銭の信託運用益		—	—
売買目的有価証券運用益		—	—
有価証券売却益		—	—
金融派生商品収益		—	—
為替差益		—	—
その他キャピタル収益		—	—
キャピタル費用		—	—
金銭の信託運用損		—	—
売買目的有価証券運用損		—	—
有価証券売却損		—	—
有価証券評価損		—	—
金融派生商品費用		—	—
為替差損		—	—
その他キャピタル費用		—	—
キャピタル損益	B	—	—
キャピタル損益含み基礎利益	A + B	△ 1,892	△ 660
臨時収益		—	—
再保険収入		—	—
危険準備金戻入額		—	—
個別貸倒引当金戻入額		—	—
その他臨時収益		—	—
臨時費用		52	8
再保険料		—	—
危険準備金繰入額		52	8
個別貸倒引当金繰入額		—	—
特定海外債権引当勘定繰入額		—	—
貸付金償却		—	—
その他臨時費用		—	—
臨時損益	C	△ 52	△ 8
経常利益(損失)	A + B + C	△ 1,945	△ 668

11 計算書類等についての会社法による会計監査人の監査

計算書類等については、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、会計監査人であるPwCあらた有限責任監査法人の監査を受けており、監査報告書を受領しております。

12 貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書についての金融商品取引法に基づく公認会計士または監査法人の監査証明

該当ありません。

13 代表者による財務諸表の適正性、および財務諸表作成にかかる内部監査の有効性の確認

財務諸表の適正性、および財務諸表作成にかかる内部監査の有効性については、当社の代表取締役が確認しております。

-4 保障機能別保有契約高

(単位:百万円)

区 分			保 有 金 額	
			2019年度末	2020年度末
死亡保障	普通死亡	個人保険	686,582	767,502
		個人年金保険	—	—
		団体保険	—	—
		団体年金保険	—	—
		その他共計	686,582	767,502
	災害死亡	個人保険	(123,091)	(134,755)
		個人年金保険	(—)	(—)
		団体保険	(—)	(—)
		団体年金保険	(—)	(—)
		その他共計	(123,091)	(134,755)
	その他の条件付死亡	個人保険	(—)	(—)
		個人年金保険	(—)	(—)
		団体保険	(—)	(—)
		団体年金保険	(—)	(—)
		その他共計	(—)	(—)
生存保障	満期・生存給付	個人保険	(14,787)	(17,647)
		個人年金保険	(—)	(—)
		団体保険	(—)	(—)
		団体年金保険	(—)	(—)
		その他共計	(14,787)	(17,647)
	年 金	個人保険	(—)	(—)
		個人年金保険	(—)	(—)
		団体保険	(—)	(—)
		団体年金保険	(—)	(—)
		その他共計	(—)	(—)
	その他	個人保険	(—)	(—)
		個人年金保険	(—)	(—)
		団体保険	(—)	(—)
		団体年金保険	(—)	(—)
入院保障	災害入院	個人保険	(327)	(395)
		個人年金保険	(—)	(—)
		団体保険	(—)	(—)
		団体年金保険	(—)	(—)
		その他共計	(327)	(395)
	疾病入院	個人保険	(327)	(395)
		個人年金保険	(—)	(—)
		団体保険	(—)	(—)
		団体年金保険	(—)	(—)
		その他共計	(327)	(395)
	その他の条件付入院	個人保険	(585)	(658)
		個人年金保険	(—)	(—)
		団体保険	(—)	(—)
		団体年金保険	(—)	(—)
		その他共計	(585)	(658)

(注) 1. ()内数値は主契約の付随保障部分および特約の保障を表します。ただし、定期特約の普通死亡保障は主要保障部分に計上しました。
2. 入院保障欄の金額は入院給付日額を表します。
3. 生存保障の満期・生存給付、入院保障の疾病入院、およびその他の条件付入院の金額は主要保障部分と付随保障部分の合計を表します。

(単位:件)

区 分		保 有 件 数	
		2019年度末	2020年度末
障害保障	個人保険	—	—
	個人年金保険	—	—
	団体保険	—	—
	団体年金保険	—	—
	その他共計	—	—
手術保障	個人保険	75,567	86,949
	個人年金保険	—	—
	団体保険	—	—
	団体年金保険	—	—
	その他共計	75,567	86,949

-5 個人保険および個人年金保険契約種類別保有契約高

(単位:百万円)

区 分		保 有 金 額	
		2019年度末	2020年度末
死亡保険	終身保険	21,701	22,728
	定期付終身保険	—	—
	定期保険	664,881	744,774
	その他共計	686,582	767,502
生死混合保険	養老保険	—	—
	定期付養老保険	—	—
	生存給付金付定期保険	—	—
	その他共計	—	—
生存保険		—	—
年金保険	個人年金保険	—	—
災害・疾病関係特約	災害割増特約	123,091	134,755
	傷害特約	—	—
	災害入院特約	—	—
	疾病特約	—	—
	成人病特約	—	—
	その他の条件付入院特約	239	277

(注)入院特約の金額は入院給付日額を表します。

-6 個人保険および個人年金保険契約種類別保有契約年換算保険料

(単位:百万円)

区 分		保有契約年換算保険料	
		2019年度末	2020年度末
死亡保険	終身保険	489	521
	定期付終身保険	－	－
	定期保険	2,232	2,538
	その他共計	6,126	7,267
生死混合保険	養老保険	－	－
	定期付養老保険	－	－
	生存給付金付定期保険	－	－
	その他共計	－	－
生存保険		－	－
年金保険	個人年金保険	－	－

-7 契約者配当の状況

該当ありません。

2 保険契約に関する指標等

-1 保有契約増加率

区 分	2019年度	2020年度
個人保険	8.7%	11.8%
個人年金保険	－	－
団体保険	－	－
団体年金保険	－	－

-2 新契約平均保険金および保有契約平均保険金(個人保険)

(単位:千円)

区 分	2019年度	2020年度
新契約平均保険金	3,380	3,792
保有契約平均保険金	4,525	4,299

(注) 新契約平均保険金については、転換契約を含んでおりません。

-3 新契約率(対年度始)

区 分	2019年度	2020年度
個人保険	20.0%	21.8%
個人年金保険	－	－
団体保険	－	－

(注) 転換契約は含んでおりません。

-4 解約失効率(対年度始)

区 分	2019年度	2020年度
個人保険	7.3 %	6.6 %
個人年金保険	－	－
団体保険	－	－

(注) 解約失効率は、(解約＋失効―復活＋減額)÷年始保有で計算しております。

-5 個人保険新契約平均保険料(月払契約)

(単位:円)

2019年度	2020年度
42,103	42,842

(注) 1. 転換契約は含んでおりません。
2. 年間保険料(月払保険料×12)を表示しております。

-6 死亡率(個人保険主契約)

件 数 率		金 額 率	
2019年度	2020年度	2019年度	2020年度
1.21‰	1.07‰	1.41‰	1.17‰

(注) 1. 死亡率は、死亡÷{(年始保有＋年末保有＋死亡)÷2}で計算しております。
2. 1‰(パーミル)は、1,000分の1を表します。

-7 特約発生率(個人保険)

区 分		2019年度	2020年度
災害死亡保障契約	件 数	0.22‰	0.00‰
	金 額	0.19‰	0.00‰
障害保障契約	件 数	－	－
	金 額	－	－
災害入院保障契約	件 数	4.01‰	3.05‰
	金 額	3.76‰	3.03‰
疾病入院保障契約	件 数	51.71‰	46.32‰
	金 額	50.64‰	42.12‰
成人病入院保障契約	件 数	－	－
	金 額	－	－
疾病・傷害手術保障契約	件 数	－	－
成人病手術保障契約	件 数	－	－

(注) 1. 災害死亡保障契約の発生率は、発生÷{(年始保障＋年末保障＋災害死亡発生契約)÷2}で計算しております。それ以外は、発生÷{(年始保障＋年末保障)÷2}で計算しております。
2. 1‰(パーミル)は、1,000分の1を表します。

-8 事業費率(対収入保険料)

2019年度	2020年度
65.2%	65.3%

-9 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引受けた主要な保険会社等の数

2019年度	2020年度
4社	5社

-10 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合

2019年度	2020年度
100%	100%

-11 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合

格付区分	2019年度	2020年度
A以上	99.1%	99.5%
BBB以上A未満	—	—
その他 (BBB未満・格付なし)	0.9%	0.5%

(注) 格付はS&P社によるものに基づいております。

-12 未だ収受していない再保険金の額

2019年度	2020年度
63	413

■ -9～-12については、保険業法施行規則第71条に基づいて保険料積立金を積立てないとした第三分野保険はありません。

-13 第三分野保険の給付事由または保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合

	2019年度	2020年度
第三分野発生率	27.8%	24.2%
医療 (疾病)	30.8%	25.4%
がん	31.0%	29.9%
介護	—	—
その他	2.4%	4.1%

(注) 1. 各区分には以下の商品を計上しております。

- ①医療：医療保険 (定期型) (主契約)、入院時一時金給付特約、終身医療保険 (無解約返戻金型) (主契約)、3 大疾病保険料払込免除特約、長期入院時一時金給付特約、入院時一時金給付特約 (15)、先進医療特約、女性疾病入院特約、健康祝金特則、通院支援特約 (退院時給付型)、引受基準緩和型終身医療保険 (無解約返戻金型) (主契約)、3 大疾病保険料払込免除特約 (緩和型)、長期入院時一時金給付特約 (緩和型)、入院時一時金給付特約 (緩和型)、先進医療特約 (緩和型)、女性疾病入院特約 (緩和型)、健康祝金特則 (緩和型)、通院支援特約 (退院時給付型) (緩和型)、終身医療保険 (無解約返戻金型) A (主契約)、通院支援一時金給付特約 (がん倍額保障型) A、先進医療・患者申出療養特約 A、女性医療特約 A、3 大疾病一時金給付特約 A、3 大疾病保険料払込免除特約 A。
- ②がん：がん保険 (定期型・終身型) (主契約)、がん手術給付特約 (定期型・終身型)、がん退院療養特約 (定期型・終身型)、がん先進医療特約、がん無事故給付特約、女性がん特約、女性がん入院特約、がん特約、抗がん剤治療特約、がん一時金給付特約 A。
- ③介護：該当ありません。
- ④その他：就業不能保険。

2. 発生率は以下の算式により算出しております。

$$\{ \text{保険金・給付金等の支払額} + \text{対応する支払備金繰入額} + \text{保険金支払にかかる事業費等} \} \div \{ (\text{年度始保有契約年換算保険料} + \text{年度末保有契約年換算保険料}) \div 2 \}$$

3. (注) 2 の算式中、支払備金繰入額は、保険業法施行規則第72条に定める既発生未報告分を除いております。

4. (注) 2 の算式中、事業費は、損益計算書上の事業費のうち、保険金支払にかかる事業経費 (支払確認費等) を計上しております。

3 経理に関する指標等

-1 支払備金明細表

		(単位:百万円)	
区 分		2019年度末	2020年度末
保 険 金	死亡保険金	134	62
	災害保険金	—	—
	高度障害保険金	—	—
	満期保険金	—	—
	その他	79	29
	小 計	213	92
年 金		—	—
給付金		125	143
解約返戻金		8	8
保険金据置支払金		—	—
その他共計		348	244

-2 責任準備金明細表

		(単位:百万円)	
区 分		2019年度末	2020年度末
責任準備金 (除危険準備金)	個人保険	9,182	11,254
	(一般勘定)	9,182	11,254
	(特別勘定)	—	—
	個人年金保険	—	—
	(一般勘定)	—	—
	(特別勘定)	—	—
	団体保険	—	—
	(一般勘定)	—	—
	(特別勘定)	—	—
	団体年金保険	—	—
	(一般勘定)	—	—
	(特別勘定)	—	—
	その他	—	—
	(一般勘定)	—	—
	(特別勘定)	—	—
	小 計	9,182	11,254
	(一般勘定)	9,182	11,254
	(特別勘定)	—	—
危険準備金		494	503
合 計		9,677	11,757
(一般勘定)		9,677	11,757
(特別勘定)		—	—

-3 責任準備金残高の内訳

(単位:百万円)					
区 分	保険料積立金	未経過保険料	払戻積立金	危険準備金	年度末合計
2019年度末	9,170	12	—	494	9,677
2020年度末	11,242	12	—	503	11,757

-4 個人保険および個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高(契約年度別)

① 責任準備金の積立方式、積立率

		2019年度末	2020年度末
積立方式	標準責任準備金対象契約	平準純保険料式	平準純保険料式
	標準責任準備金対象外契約	該当ありません	該当ありません
積立率(危険準備金を除く)		100%	100%

(注) 1. 積立方式および積立率は、個人保険および個人年金保険を対象としております。
2. 積立率については、標準責任準備金対象契約に関しては平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により計算した保険料積立金、および未經過保険料に対する積立率を記載しています。

② 責任準備金残高(契約年度別)

(単位:百万円)

契約年度	責任準備金残高	予定利率
2006年度～2010年度	1,071	1.50%
2011年度	994	1.50%
2012年度	724	1.50%
2013年度	648	1.00%
2014年度	1,311	1.00%
2015年度	1,597	1.00%
2016年度	1,772	1.00%
2017年度	1,001	0.25%
2018年度	1,111	0.25%
2019年度	846	0.25%
2020年度	174	0.25%

(注) 1. 責任準備金残高は、個人保険および個人年金保険の責任準備金(特別勘定の責任準備金および危険準備金を除く)を記載しております。
2. 予定利率については、各契約年度別の責任準備金にかかるおこな予定利率を記載しております。

-5 特別勘定を設けた最低保証のある保険契約にかかる一般勘定における責任準備金、算出方法、計算の基礎となる係数

該当ありません。

-6 契約者配当準備金明細表

該当ありません。

-7 引当金明細表

(単位:百万円)

		当期首残高	当期末残高	当期増減(△)額	計上の理由および算定方法
貸倒引当金	一般貸倒引当金	－	－	－	貸借対照表注記1.会計方針に関する事項(3)を参照してください。
	個別貸倒引当金	－	0	0	
	特定海外債権引当勘定	－	－	－	
役員退職慰労引当金		4	7	2	貸借対照表注記1.会計方針に関する事項(4)を参照してください。
価格変動準備金		0	0	－	貸借対照表注記1.会計方針に関する事項(5)を参照してください。

-8 特定海外債権引当勘定の状況

該当ありません。

-9 資本金等明細表

(単位:百万円)

区 分		当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	摘 要
資本金		11,000	－	－	11,000	
うち 既発行株式	普通株式	(4,394,614株) 11,000	(－株) －	(－株) －	(4,394,614株) 11,000	
	計	11,000	－	－	11,000	
資本剰余金	資本準備金	9,840	－	－	9,840	
	その他資本剰余金	－	－	－	－	
	計	9,840	－	－	9,840	

-10 保険料明細表

(単位:百万円)

区 分	2019年度	2020年度
個人保険	5,754	6,878
(うち一時払)	－	－
(うち年払)	21	21
(うち半年払)	4	2
(うち月払)	5,728	6,853
個人年金保険	－	－
(うち一時払)	－	－
(うち年払)	－	－
(うち半年払)	－	－
(うち月払)	－	－
団体保険	－	－
団体年金保険	－	－
その他共計	5,754	6,878

-11 保険金明細表

(単位:百万円)

区 分	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	2020年度 合 計	2019年度 合 計
死亡保険金	563	－	－	－	－	－	563	672
災害保険金	－	－	－	－	－	－	－	23
高度障害保険金	11	－	－	－	－	－	11	20
満期保険金	0	－	－	－	－	－	0	0
その他	110	－	－	－	－	－	110	35
合 計	685	－	－	－	－	－	685	751

-12 年金明細表

(単位:百万円)

個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	2020年度 合 計	2019年度 合 計
35	－	－	－	－	－	35	43

-13 給付金明細表

(単位:百万円)

区 分	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	2020年度 合 計	2019年度 合 計
死亡給付金	－	－	－	－	－	－	－	－
入院給付金	243	－	－	－	－	－	243	222
手術給付金	112	－	－	－	－	－	112	110
障害給付金	－	－	－	－	－	－	－	－
生存給付金	－	－	－	－	－	－	－	－
その他	524	－	－	－	－	－	524	469
合 計	880	－	－	－	－	－	880	802

-14 解約返戻金明細表

(単位:百万円)

個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	2020年度 合計	2019年度 合計
125	－	－	－	－	－	125	139

-15 減価償却費明細表

(単位:百万円、％)

区 分	取得原価	当期償却額	減価償却累計額	当期末残高	償却累計率
有形固定資産	269	40	136	132	50.6
建物	95	18	56	38	59.5
リース資産	－	－	－	－	－
その他の有形固定資産	173	22	79	94	45.8
無形固定資産	962	116	392	569	40.8
その他	－	－	－	－	－
合 計	1,231	157	529	702	43.0

-16 事業費明細表

(単位:百万円)

区 分	2019年度	2020年度
営業活動費	606	663
営業管理費	995	1,309
一般管理費	2,148	2,519
合 計	3,751	4,492

(注)「一般管理費」には、生命保険契約者保護機構に対する負担金が2019年度4百万円、2020年度4百万円含まれています。

-17 税金明細表

(単位:百万円)

区 分	2019年度	2020年度
国 税	16	14
消費税	－	－
地方法人特別税	5	4
印紙税	7	9
登録免許税	3	0
その他の国税	－	－
地方税	14	19
地方消費税	－	－
法人住民税	－	－
法人事業税	13	17
固定資産税	0	1
不動産取得税	－	－
事業所税	0	1
その他の地方税	－	－
合計	31	34

-18 リース取引

〈リース取引(借主側)〉

【通常の賃貸借取引にかかる方法に準じた会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引】

該当ありません。

-19 借入金残存期間別残高

該当ありません。

4 資産運用に関する指標等

-1 資産運用の概況

① 2020年度の資産の運用状況

イ. 運用環境

2020年度の運用環境は、新型コロナウイルスの感染拡大による世界景気の後退懸念がある一方、ワクチンの早期開発期待、経済再開の動きや期待感などにより、世界の株式市場は概ね上昇基調となりました。

米連邦準備制度理事会（FRB）は、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、2020年3月以降、大規模な金融緩和政策を継続しています。同様に、欧州中央銀行（ECB）も金融緩和政策を維持しており、6月、12月とPEPP（パンデミック緊急購入プログラム）の拡大と延長を決定、3月にはPEPPをこれまでより早いペースで実施することを決定しています。

日本銀行は、3月から5月にかけて、資産買入強化や企業金融支援等の新型コロナ対策を打ち出し、6月には企業等の資金繰り支援策について「特別プログラム」の総枠の拡大を発表しました。金融政策は6月以降据え置いていましたが、3月に現在の大規模金融緩和策に対する点検結果を公表し、長短金利操作は大枠を維持した上で長期金利の変動幅を広げるなど、政策の微修正を決めました。10年日本国債利回りは、日銀が資産買い入れ額を増額するとの観測が高まり、4月下旬には一時低下しましたが、今後の大規模

経済対策のための国債増発が金利上昇圧力となり、5月中旬以降、プラス圏で推移しました。2月には米国で追加経済対策や景気回復の期待を背景にインフレ懸念が高まり米国長期金利が上昇したことにつれて10年日本国債利回りは一時0.168％まで上昇しました。しかし、3月の日銀の金融政策決定会合を受け、政策の点検結果が概ね市場の予想通りで警戒感が薄らいだことから、長期金利は低下、3月末終値は0.104％となっております。日経平均株価は、経済再開への動きや期待感の広がりなどにより、新型コロナ感染拡大による急落から反発しました。5月下旬に緊急事態宣言が解除されたことを好感し株価は上昇しました。その後1月には緊急事態宣言が再発令されましたが、株価は上昇基調を維持しました。米国で、追加経済対策期待や新型コロナワクチン普及による景気回復期待を背景に、S&P500種指数、NYダウ、ナスダック総合指数が史上最高値を更新するなか、日経平均株価は2月に30年6か月ぶりに3万円台をつけました。3月、日銀が日経平均型のETFを買入対象から外すと発表したことや、欧州などでの変異ウイルスを含めた新型コロナ感染の広がりが伝えられ、日経平均株価は弱含む展開となり、29,178円で3月末終値をつけております。

ロ. 当社の運用方針

当社では、引続き、資産の流動性を十分に確保したポートフォリオ運営を行います。具体的には預金と日本国債への投資を運用方針の基本とし、流動性に関しては適切なコントロールを行いつつ、信用リスクも適切な範囲内に抑え、中長期的にも安定した健全なポートフォリオの構築を目指しています。

② ポートフォリオの推移

イ. 資産の構成

(単位:百万円、%)

区 分	2019年度末		2020年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
現預金・コールローン	10,234	86.4	11,761	86.0
買現先勘定	－	－	－	－
債券貸借取引支払保証金	－	－	－	－
買入金銭債権	－	－	－	－
商品有価証券	－	－	－	－
金銭の信託	－	－	－	－
有価証券	－	－	－	－
公社債	－	－	－	－
株 式	－	－	－	－
外国証券	－	－	－	－
公社債	－	－	－	－
株式等	－	－	－	－
その他の証券	－	－	－	－
貸付金	－	－	－	－
不動産	33	0.3	38	0.3
繰延税金資産	197	1.7	267	2.0
その他	1,378	11.6	1,612	11.8
貸倒引当金	－	－	△ 0	△ 0.0
合 計	11,843	100.0	13,679	100.0
うち外貨建資産	－	－	－	－

ハ. 運用実績の概況

2021年3月末の総資産は136億円となりました。そのうち、現金および預貯金が117億円、有価証券は保有しておりません。資産運用損益につきましては、利息収入が0百万円、支払利息が0百万円となりました。

ロ. 資産の増減

(単位:百万円)

区 分		2019年度	2020年度
現預金・コールローン		1,328	1,527
買現先勘定		－	－
債券貸借取引支払保証金		－	－
買入金銭債権		－	－
商品有価証券		－	－
金銭の信託		－	－
有価証券		－	－
公社債		－	－
株 式		－	－
外国証券		－	－
公社債		－	－
株式等		－	－
その他の証券		－	－
貸付金		－	－
不動産		△ 1	5
繰延税金資産		19	69
その他		250	234
貸倒引当金		－	△ 0
合 計		1,596	1,836
うち外貨建資産		－	－

-2 運用利回り

(単位: %)

区 分	2019年度	2020年度
現預金・コールローン	0.00	0.00
買現先勘定	－	－
債券貸借取引支払保証金	－	－
買入金銭債権	－	－
商品有価証券	－	－
金銭の信託	－	－
有価証券	－	－
うち公社債	－	－
うち株式	－	－
うち外国証券	－	－
貸付金	－	－
不動産	－	－
一般勘定計	△0.00	△0.01
うち海外投融資	－	－

(注) 利回り計算式の分母は帳簿価額ベースの日々平均残高、分子は経常損益中、資産運用収益－資産運用費用として算出した利回りです。

-3 主要資産の平均残高

(単位: 百万円)

区 分	2019年度	2020年度
現預金・コールローン	9,184	10,954
買現先勘定	－	－
債券貸借取引支払保証金	－	－
買入金銭債権	－	－
商品有価証券	－	－
金銭の信託	－	－
有価証券	－	－
うち公社債	－	－
うち株式	－	－
うち外国証券	－	－
貸付金	－	－
うち一般貸付	－	－
不動産	33	36
一般勘定計	10,378	12,539
うち海外投融資	－	－

-4 資産運用収益明細表

(単位: 百万円)

区 分	2019年度	2020年度
利息および配当金等収入	0	0
商品有価証券運用益	－	－
金銭の信託運用益	－	－
売買目的有価証券運用益	－	－
有価証券売却益	－	－
有価証券償還益	－	－
金融派生商品収益	－	－
為替差益	－	－
貸倒引当金戻入額	－	－
その他運用収益	－	－
合 計	0	0

-5 資産運用費用明細表

(単位: 百万円)

区 分	2019年度	2020年度
支払利息	0	0
商品有価証券運用損	－	－
金銭の信託運用損	－	－
売買目的有価証券運用損	－	－
有価証券売却損	－	－
有価証券評価損	－	－
有価証券償還損	－	－
金融派生商品費用	－	－
為替差損	－	－
貸倒引当金繰入額	－	－
貸付金償却	－	－
賃貸用不動産等減価償却費	－	－
その他運用費用	－	－
合 計	0	0

-6 利息および配当金等収入明細表

(単位: 百万円)

区 分	2019年度	2020年度
預貯金利息	0	0
有価証券利息・配当金	－	－
公社債利息	－	－
株式配当金	－	－
外国証券利息配当金	－	－
貸付金利息	－	－
不動産賃貸料	－	－
その他共計	0	0

-7 有価証券売却益明細表
該当ありません。

-8 有価証券売却損明細表
該当ありません。

-9 有価証券評価損明細表
該当ありません。

-10 商品有価証券明細表
該当ありません。

-11 商品有価証券売買高
該当ありません。

-12 有価証券明細表
該当ありません。

-13 有価証券の残存期間別残高
該当ありません。

-14 保有公社債の期末残高利回り
該当ありません。

-15 業種別株式保有明細表
該当ありません。

-16 貸付金明細表
該当ありません。

-17 貸付金残存期間別残高
該当ありません。

-18 国内企業向け貸付金企業規模別内訳
該当ありません。

-19 貸付金業種別内訳
該当ありません。

-20 貸付金用途別内訳
該当ありません。

-21 貸付金地域別内訳
該当ありません。

-22 貸付金担保別内訳
該当ありません。

-23 有形固定資産明細表

① 有形固定資産の明細 (単位:百万円)

区 分		当期首 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 償却額	当期末 残 高	減価償却 累計額	償 却 累計率
2019 年度	土地	－	－	－	－	－	－	－
	建物	34	2	－	4	33	38	53.7%
	リース資産	－	－	－	－	－	－	－
	建設仮勘定	－	－	－	－	－	－	－
	その他の有形固定資産	42	39	0	18	62	59	48.6%
	合 計	76	41	0	22	95	97	50.5%
	うち賃貸等不動産	－	－	－	－	－	－	－
2020 年度	土地	－	－	－	－	－	－	－
	建物	33	23	－	18	38	56	59.5%
	リース資産	－	－	－	－	－	－	－
	建設仮勘定	－	－	－	－	－	－	－
	その他の有形固定資産	62	54	0	22	94	79	45.8%
	合 計	95	78	0	40	132	136	50.6%
	うち賃貸等不動産	－	－	－	－	－	－	－

② 不動産残高および賃貸用ビル保有数
該当ありません。

-24 固定資産等処分益明細表
該当ありません。

-25 固定資産等処分損明細表 (単位:百万円)

区 分		2019年度	2020年度
有形固定資産		0	0
	土地	－	－
	建物	－	－
	リース資産	－	－
	その他	0	0
無形固定資産		－	－
その他		－	－
合計		0	0
	うち賃貸等不動産	－	－

-26 賃貸用不動産等減価償却費明細表
該当ありません。

-27 海外投融資の状況

該当ありません。

-28 海外投融資利回り

該当ありません。

-29 公共関係投融資の概況（新規引受額、貸出額）

該当ありません。

-30 各種ローン金利

該当ありません。

-31 その他の資産明細表

該当ありません。

5 有価証券等の時価情報（一般勘定）

-1 有価証券の時価情報

① 売買目的有価証券の評価損益

該当ありません。

② 有価証券の時価情報（売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの）

該当ありません。

-2 金銭の信託の時価情報

該当ありません。

-3 デリバティブ取引の時価情報（ヘッジ会計適用・非適用分の合算値）

該当ありません。

VII．保険会社の運営

1 リスク管理の体制

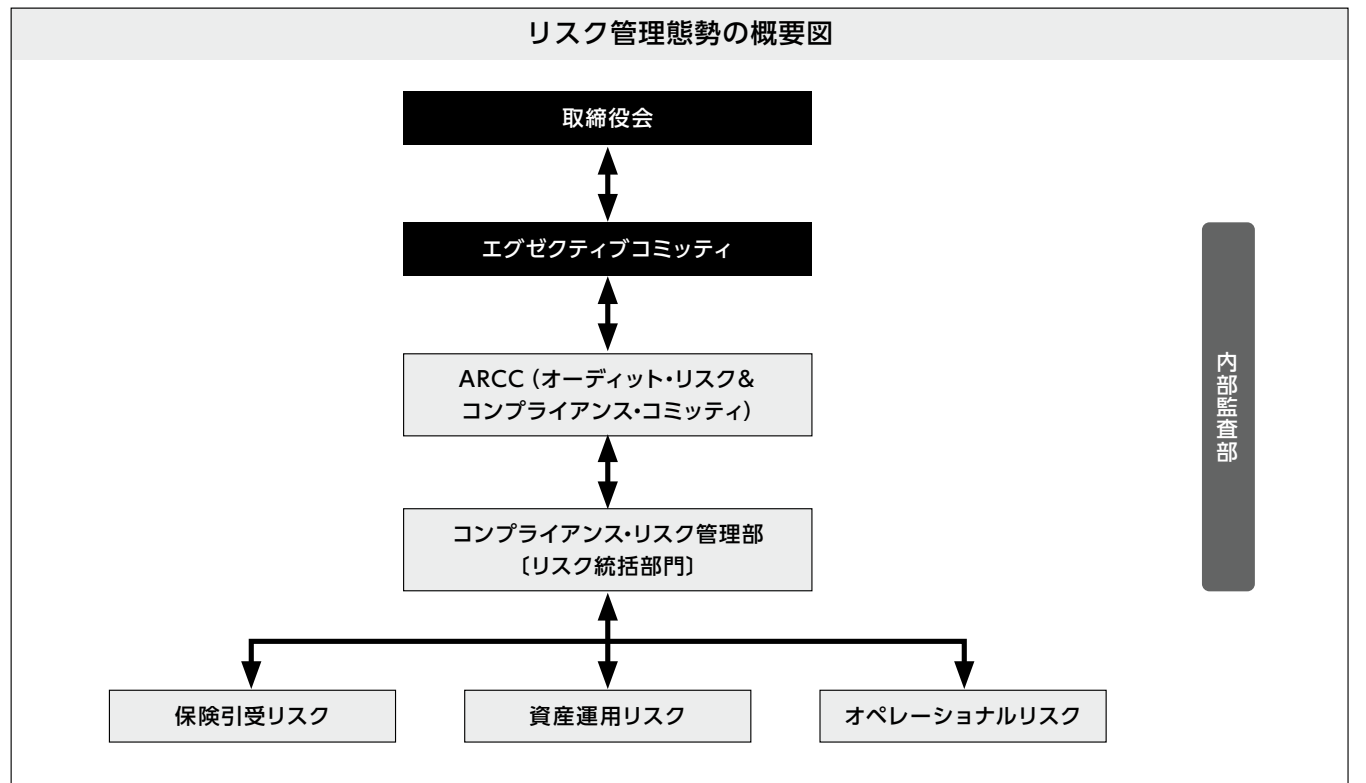
-1 基本的な考え方

金融の自由化・グローバル化、ならびにIT技術の革新的な進展等によりビジネスチャンスが拡大していくなか、生命保険事業に付随するリスクは複雑多岐なものとなっております。当社では、経営の健全性・適切性を長期にわたって確保しつつ企業価値を高めていくために、リスク管理の基本方針を取締役会において制定し、リスクを適切に把握・コントロールしていくことを経営の最重要課題の一つとして位置づけ、リスク管理態勢の強化に取り組んでおります。

-2 リスク管理態勢

当社では、管理すべき主なリスクの種類を①保険引受リスク、②資産運用リスク、③オペレーショナルリスクに分類し、各々のリスクに対してその管理の方針、把握・報告・意思決定の手続き、担当部署等を各リスク管理規程において明確化しております。会社全体のリスク管理を統括する部門としてコンプライアンス・リスク管理部を設置し、統合的なリスク管理に取り組んでおります。またリスク管理に関する重要事項については、ARCC（オーディット・リスク&コンプライアンス・コミッティ）やエグゼクティブコミッティを通じ、定期的に経営層がモニタリングし必要な指示を行っております。さらに、リスク管理態勢の有効性について内部監査部によって検証される態勢を整備しております。このような枠組みに沿って、リスクの特性と状態に応じ、定量的または定性的な手法により管理が実施されております。各リスクの管理状況は、定期的に取り締役会へ報告され、経営の意思決定に利用されることとなります。

（2021年7月1日現在）



-3 再保険の方針

当社では、保険引受リスクの適切な分散を通じた保険事業の安定化を図るため、取締役会が定めた再保険に関する方針に沿って、保険金等の支払いの一部を再保険に付しております。出再にあたっては、再保険会社の格付等の健全性、再保険力パーの内容、一再保険会社への集中度等の所定事項を慎重に考慮のうえ判断しております。

また、再保険にかかるリスクの状況に関し、再保険会社の健全性および出再保険の収支について定期的に取り締役会へ報告しております。なお、当社では再保険の引受（受再）は行っておりません。

2 コンプライアンスへの取組み

アクサダイレクト生命は、お客さまを含むあらゆる人々と長期的な信頼関係を築き、維持することを使命と考えております。

そのため、コンプライアンス（法令等遵守にとどまらず社会的良識にしたがって高い企業倫理をもって行動すること）を経営上の重要な責務の一つととらえ、態勢整備と意識向上に注力しております。

-1 コンプライアンス推進の枠組み

アクサグループ共通のスタンダード「アクサコンプライアンス・倫理規範」

日本のアクサダイレクト生命社員も含む、全世界のアクサグループ社員は等しく、グループで定められた「AXA Compliance & Ethics Code（アクサコンプライアンス・倫理規範）」のめざす高い企業倫理に従い、お客さまの信頼にお応えするよう日々努めております。この規範は、2019年に、グローバルな社会環境の進展に伴うリスクの変化を反映した最新の内容に改訂され、シンプルかつ明確に原則が示されており、社員がこれに従いやすいようになっています。

コンプライアンス・モニタリングと「3つの防衛線」

このようにアクサグループでは、コンプライアンスに関するグループ共通のスタンダードを定め、社員の倫理、顧客保護、個人情報保護、金融犯罪抑止を含む観点で、定期的に各グループ会社のコンプライアンス推進状況をモニタリングしております。また、アクサグループの方針にしたいがい、アクサダイレクト生命では「3つの防衛線（Three lines of defense）」の考え方に基づきコンプライアンス・ガバナンスを整備しております。

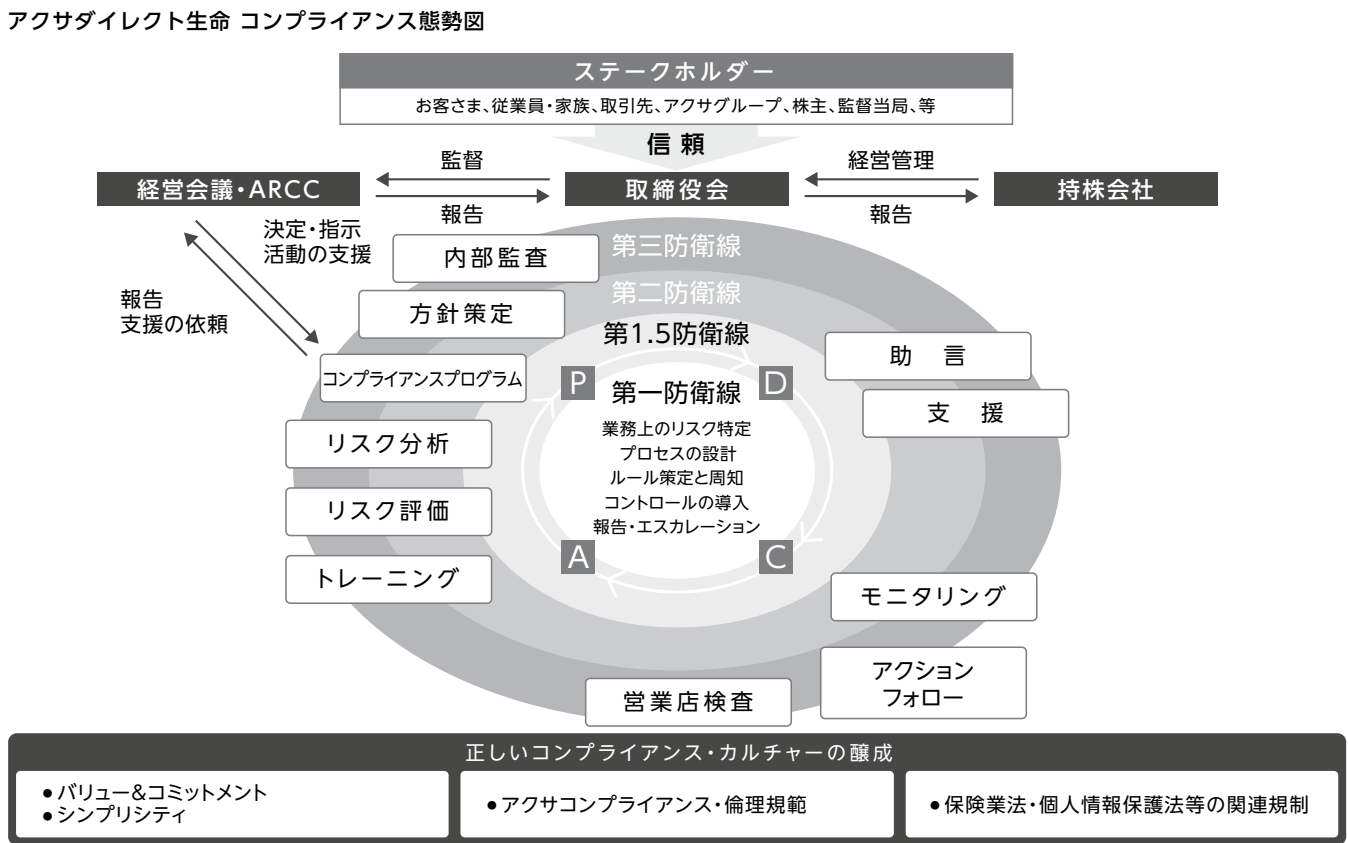
「第一防衛線(First line of defense)」:一人ひとりの社員が、自らの業務や行動において、その職責に応じてコンプライアンスを日々実践する責任を負っております。

「第二防衛線(Second line of defense)」:コンプライアンス・リスク管理部が、第一防衛線におけるコンプライアンスの実践を支援し、コンプライアンス態勢を整備する責任を担っております。

「第三防衛線 (Third line of defense)」: 内部監査部門が、コンプライアンスを含む内部統制システム全般の有効性について、独立した観点からチェックをする責任を担っております。

コンプライアンス態勢(下図)

アクサダイレクト生命では、コンプライアンス・リスク管理部が全社のコンプライアンス態勢の整備とコンプライアンス活動の統括を担い、コンプライアンスに関する諸施策の立案・実行・モニタリング・評価を行います。重要なコンプライアンス事項については、ARCC（オーディット・リスク＆コンプライアンス・コミッティ）や経営会議を通じ、定期的に経営層がモニタリングし、必要な指示を行っております。



-2 コンプライアンスリスク評価とコンプライアンスプログラム

アクサグループではグループ内共通のフレームワークにより、社員の倫理、顧客保護、個人情報保護、金融犯罪防止等の観点で、定期的にコンプライアンスリスクを評価し、リスクに応じた改善アクションを策定・実施・モニタリングしております。

アクサダイレクト生命では、このコンプライアンスリスク評価の結果をふまえ、年間実践計画「コンプライアンスプログラム」において、リスクに応じた実効的なアクションプランが策定・実施されることを確保しております。アクションの進捗状況は、ARCC（オーディット・リスク＆コンプライアンス・コミッティ）等で経営層が定期的にモニタリングしております。

また、全社員を対象とした調査「コンプライアンス・サーベイ」を行い、部門ごとのコンプライアンス意識と課題認識を分析のうえ、改善アクションを実施しております。

-3 コンプライアンス教育・研修の取組み

アクサダイレクト生命では、コンプライアンスの考え方や業務執行に関する法令等について解説した「コンプライアンス・マニュアル」を定め、社内イントラネットなどを通じ全社員に周知し、コンプライアンス教育の基盤として研修等に活用してお

ります。このマニュアルでは、各社員の日常業務で発生するよ
うな事例を紹介しております。

また、「コンプライアンス教育・研修カリキュラム」を導入し、担当業務や階層に応じた教育体制や、コンプライアンスへの意識と知識を高める機会となる研修・テストを実施しております。保険募集代理店のためにも、「生命保険募集代理店のためのコンプライアンス・ハンドブック」を作成し、研修・指導に活用しております。

-4 内部通報制度の取組み

アクサダイレクト生命では、法令や会社規程等の違反行為やそのおそれを発見した場合に、速やかに相談・報告できる内部通報制度(コンプライアンスレスキューダイヤル)を整備し、社内に周知しております。

コンプライアンスレスキューダイヤルは、匿名でも報告できる窓口として、電話だけでなく、メール、ウェブ、郵送など複数の経路で報告を受け付けることで、問題が小さな段階に早期に報告され、早期に是正することを図っております。また、通報者の不利益取扱いを禁止するなど通報者の保護を図り、安心して報告できるように配慮し厳正に運用しております。

勧誘方針

アクサダイレクト生命では、「金融商品の販売等に関する法律」の定めに基づき、金融商品の販売にあたっては次の姿勢で販売を行うことを方針として定め、これを遵守いたします。

1. 適切な勧誘

お客さまの知識・経験・資産状況などを十分考慮し、お客さまにとって適切と考えられる保険商品をご選択いただけるよう努めてまいります。また、お客さまの立場に立ち、ご迷惑となる場所や時間帯に、訪問・電話等による情報提供・保険勧誘は行わないように十分配慮いたします。

2. 適切な情報提供

お客様に最適な保険商品をお選びいただくために、お客様を取り巻くリスク等の分析をご支援するシミュレーションツールやコンテンツ等の情報提供を行ってまいります。お客さまご自身の判断と責任により商品内容を正しくご理解いただけるよう、説明内容や説明方法を創意工夫し、弊社が行うホームページ、メールマガジン、ダイレクトメール、新聞、雑誌、電話等あらゆる媒体において、重要な事項をわかりやすく説明し、適切な情報提供に努めてまいります。

3. カスタマーサービスセンターによるお客さまサポート体制

ホームページのご利用方法から、万一保険事故が発生した場合における保険金、給付金のご請求のお手続きにおいて、迅速かつ円滑なサービスをご提供できるように、ホームページだけではなく、お電話によるカスタマーサービスセンターをご用意しております。カスタマーサービスセンターでは、ご満足できるサービスを提供すべく、お客さまのサポートに努めます。また、お客さまの様々なご意見の収集に努め、その後の生命保険商品の販売、勧誘、アフターサービス等に反映してまいります。

4. 社内体制の整備

お客さまに対し適切な勧誘を行うため、内部管理体制の充実に努め、役職員の知識、修得の向上に努めてまいります。

5. 法令・諸規則の遵守

お客さまへの情報提供、勧誘にあたっては常にお客さまの信頼の確保を第一義とし、保険業法、金融商品の販売等に関する法律
その他関係法令、諸規則を遵守いたします。

6. お客様の個人情報の保護

業務上知り得たお客さまの個人情報については厳重な管理を行い、その保護に細心の注意を払ってまいります。

3 保険業法第121条第1項第1号の確認(第三分野保険にかかるものに限る)の合理性および妥当性

第三分野保険^(※)については、将来の保険事故発生率に不確実性があるため、第三分野保険にかかる責任準備金の十分性を「ストレステスト」および「負債十分性テスト」の実施により確認することが、平成10年大蔵省告示第231号および平成12年金融監督庁・大蔵省告示第22号により規定されております。当社では、それら告示の規定に基づいたテストを数理部門が実施し、保険計理人がそのテストの合理性・妥当性を検証することで、第三分野保険にかかる責任準備金の十分性を確認しております。

4 指定生命保険業務紛争解決機関の商号または名称

苦情・紛争解決に向けた外部機関の活用について

アクサダイレクト生命は、苦情のお申出をされているお客さまに対し、誠心誠意解決に向け努めてまいります。万一、当社がお客さまのご期待に添えなかった場合には、お客さまのご判断にて、中立・公正な立場での第三者を交えた解決を図るべく、外部機関等にお申出いただくこともできます。

5 個人データ保護について

アクサダイレクト生命は、契約のお引受けや保険金のお支払いなど、業務上の目的で収集・利用する情報には、お客さまのプライバシーに関する重要な情報が含まれていることを強く認識し、お預かりした情報を適切に取扱うとともに、正確性・機密性の保持に努めております。

個人データ保護態勢について

アクサグループでは「グループデータプライバシー宣言」を定めお客さまの個人情報保護を最も大切なものと位置づけております。また、アクサグループは、保険グループとして世界で初めて、French Data Protection Authority (CNIL)とEU域内データプライバシー機関の認証を受けた国際的な個人情報保護の標準Binding Corporate Rulesを採用しました。各国の個人情報保護規制に基づくベストプラクティスをグループ内で共有し、セキュリティ措置の継続的改善に努めております。

アクサダイレクト生命における個人データ保護態勢は、アクサグループの方針に従い、個人情報管理統括責任者(コンプライアンス・リスク管理部門長)のもと、個人情報管理統括部署が全社の個人情報保護に関する基本ルールを定め、さらに各部門の長が実務に沿った手順を整備し、その管理責任を負い、日常的に社員を教育・監督しています。さらに、ARCC（オーディット・リスク＆コンプライアンス・コミッティ)によるモニタリングおよびレビューを受けることにより、アクサダイレクト生命の個人データ保護態勢は常に適切に維持・管理されています。

今期のストレステストおよび負債十分性テストの結果、2020年度末の第三分野保険にかかる責任準備金は十分であることが確認できたため、危険準備金および責任準備金の追加の積み増しは行っておりません。

(※) 第三分野保険とは、医療保険、がん保険、介護保険などの疾病や傷害を事由とした保険金や治療のための給付金をお支払いする保険のことです。

当社の生命保険商品にかかる指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。

(一社)生命保険協会ホームページ

URL https://www.seiho.or.jp/contact/index.html

アクサダイレクト生命では、すべての社員向けに、個人情報の取扱いについて定めた「個人情報取扱マニュアル」を定め、日常的な個人情報の取扱いで留意すべきポイントを周知しております。また、継続的な教育・研修を実施し、強固な個人データ保護態勢の確立に努めております。AXAセキュリティマインドセット(Care（注意）、Protect（保護）、Alert（報告))の全社的な浸透により、アクサダイレクト生命のすべての従業員に対して、セキュリティと個人データ保護に関する実用的な知識を継続的に周知教育しております。

お客さまとの直接の接点となる代理店に対しても、個人情報の取扱いルールやセキュリティ措置等について周知徹底しています。個人情報の紛失・漏えいを防ぐために、次のような安全管理措置を講じております。

▶社外からの不正アクセス対策や、社内でのアクセス権の制限、データの不正持ち出し防止策を実施し、定期的に点検をしております。

▶業務委託先の選定や管理につき、委託元部署だけにとどまらず個人情報管理統括部署やセキュリティチームにより専門的観点でのレビューや実地確認等の監督を実施しております。

アクサグループデータプライバシー宣言

アクサグループの使命は、お客さまがより安心して生活できるよう、お客さまご自身とそのご家族をさまざまなリスクから守ることにあります。この使命をはたすために、お客さまからお預かりした情報は、お客さまへのサービス向上のために利用させていただいております。今日、お客さまよりお預かりする膨大なデータの集積によって企業は、ひとりひとりのニーズに即したよりよい商品やサービス、簡便な手続きをお客さまに提供することが可能となりました。そしてこれらを実現する上で、アクサグループはお客さまの個人情報を保護することが最も大切であると考えています。これにより、アクサグループでは個人情報の取扱いに関する方針を公表いたします。

個人情報の保護についてのコミットメント

アクサグループは、お客さまの個人情報が不正に利用・開示されないように安全管理措置を講じることをお約束いたします。アクサグループは、データの安全性を管理・監督する個人情報管理部門とデータ・プライバシー・オフィサーのネットワークをグローバルレベルで設置しております。^(注)

(注) アクサグループは、国際的な個人情報保護の標準として認められる、French Data Protection Authority (CNIL)とEU域内15機関の認証を受けたBinding Corporate Rulesを採用した世界初の保険グループです。

個人情報の利用についてのコミットメント

アクサグループは、お客さまが直面するリスクに深く精通することによって、最新の予防策と解決策を提供します。そのために各国の法令にしたがい適切にお客さまの個人情報をお預かりし、利用することを約束いたします。アクサグループは、お客さまの個人情報を取扱う全従業員、営業社員、サービス提供会社が個人情報の機密性を確保するための適切な体制を整備いたします。アクサグループがお預かりする個人情報は、お客さまとの信頼にもとづいて、ご契約時ならびにご契約期間を通じて、お客さまからご提供を受けるものであり、アクサグループ以外の第三者には譲渡いたしません。

対話と透明性についてのコミットメント

アクサグループは、お客さまのお申し出に応じて、お預かりしているお客さまの個人情報の概要を提供します。またデータを正確に保つとともに、不正確なデータを発見した場合は速やかに訂正いたします。アクサグループは、国際的な保険グループにおけるリーディングカンパニーとして、個人情報保護に関する政策機関および関係機関との対話を通じて積極的に社会的責任を果たします。アクサグループは、これらのコミットメントを遵守し、個人情報保護をとりまく今後の動きに対応し、それに応じたお客さまのニーズの変化にも対応してまいります。さらに詳しい情報は、個人情報保護方針をご参照いただくかdataprivacy.alj@axa.co.jpにお問い合わせください。

企業概要

※役員は2021年7月1日現在

6 マネー・ローンダリング等防止／反社会的勢力との関係断絶

アクサダイレクト生命は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等（マネー・ローンダリング等）防止、ならびに反社会的勢力との関係断絶が公共的使命を担う生命保険会社としての重要な責務と認識し、これを経営上の最重要課題の一つと位置づけ、以下のように内部管理態勢を構築し、業務を遂行しております。

組織体制

アクサダイレクト生命の経営陣は、マネー・ローンダリング等防止対策／反社会的勢力対応の重要性を認識し、コンプライアンス・リスク管理部長をマネー・ローンダリング等防止対策／反社会的勢力対応の統括責任者に任命し、主体的かつ積極的に関与するとともに、その取組みを社員に浸透させることにより、管理態勢の強化を図っております。

アクサダイレクト生命は、コンプライアンス・リスク管理部をマネー・ローンダリング等防止対策／反社会的勢力対応の統括部署と定めて一元的な管理態勢を構築し、対応方針を策定・管理のうえ、組織横断的に対応しております。

アクサダイレクト生命は、お客さまおよび社員がマネー・ローンダリング等および反社会的勢力との関係に関与すること、ま

たは巻き込まれることを防止するため、アクサグループの取組み指針、会社規定、国内外の諸法令・規制等に基づき、本人確認、スクリーニング等の措置を適切に行うとともに、不断の検証と対応の高度化に努めております。

外部組織との連携

アクサダイレクト生命は、当社が提供する金融サービスを不正に利用されることを防ぐため、警察当局、暴力追放運動推進センター、弁護士その他外部専門機関との連携に努めております。

疑わしい取引の届出

アクサダイレクト生命は、疑わしい取引が判明した場合、法令等に従い、適時適切に当局に届け出ております。

7 アクサダイレクト生命保険株式会社における反社会的勢力対応の基本方針

アクサダイレクト生命は、生命保険会社としての信用を維持し、社会的責任を果たしていくために、反社会的勢力への対応について以下のとおり基本方針を定めております。

- アクサダイレクト生命保険株式会社は、公共の信頼を維持し、業務の適切性および健全性を確保するために、ここに反社会的勢力対応の基本方針を宣言します。

 - 反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係をもちません。また、反社会的勢力とは知らずに何らかの関係を有してしまった場合には、判明後速やかに関係を解消します。
 - 反社会的勢力に対する資金や便宜の提供は、絶対に行いません。
 - 反社会的勢力からの不当要求に備えて、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
- 反社会的勢力からの不当要求を、断固として拒絶します。また、民事上の法的対抗手段を講ずるとともに、被害届の提出や告訴を含む刑事事件としての対応もちゅううちよしません。
 - 反社会的勢力からの不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合であっても、事実を隠ぺいするための裏取引を絶対に行いません。
 - 反社会的勢力からの不当要求には、代表取締役等の経営トップ以下、会社組織全体で対応します。
 - 反社会的勢力からの不当要求に対応する従業員の安全を確保します。

Ⅷ．特別勘定に関する指標等

該当ありません。

Ⅸ．保険会社およびその子会社等の状況

該当ありません。

アクサ・ホールディングス・ジャパン株式会社		
発行済株式数：7,799千株 事業内容：子会社の経営管理・監督		
役 員		
取締役会長	ゴードン・ワトソン	
代表取締役社長兼チーフエグゼクティブオフィサー	安舘 聖司	
取締役	ジョージ・スタンスフィールド	
取締役	ドン・ジュン・チョイ	
取締役 監査等委員（社外取締役）	齊藤 治彦	
取締役 監査等委員（社外取締役）	馬越 恵美子	
取締役 監査等委員（社外取締役）	リー・スエットファーン	
取締役 執行役員兼チーフマーケティングオフィサー	松田 貴夫	
取締役 執行役員兼チーフファイナンシャルオフィサー	ジャン・パティスト・トリコ	

アクサ生命保険株式会社		
設 立：2000年3月 資 本 金：850億円 発行済株式数：7,799千株 事業内容：生命保険業		
役 員		
代表取締役社長兼チーフエグゼクティブオフィサー	安舘 聖司	
代表取締役副社長兼チーフディストリビューションオフィサー	幸本 智彦	
取締役 専務執行役員兼チーフマーケティングオフィサー	松田 貴夫	
取締役 常務執行役員兼チーフファイナンシャルオフィサー	ジャン・パティスト・トリコ	
常勤監査役	八木 哲雄	
監査役（社外監査役）	斎藤 輝夫	
監査役（社外監査役）	澤入 雅彦	

アクサダイレクト生命保険株式会社		
設 立：2006年10月 資 本 金：110億円 発行済株式数：4,394千株 事業内容：生命保険業		
役 員		
代表取締役社長兼チーフエグゼクティブオフィサー	田中 勇二郎	
取締役兼執行役員チーフオペレーティングオフィサー	木島 博征	
取締役	水村 崇	
取締役	福田 桂子	
常勤監査役	中村 卓也	
監査役（社外監査役）	斎藤 輝夫	
監査役（社外監査役）	澤入 雅彦	

アクサ損害保険株式会社（アクサダイレクト）

アクサ損害保険は、アクサグループの100%出資により1998年に日本法人として設立されました。1999年4月に通信販売による「アクサダイレクト総合自動車保険」の商品認可を受け、同年7月より販売を本格的に開始しました。2019年4月にアクサ・ホールディングス・ジャパン株式会社が設立され、その子会社として損害保険業務を展開しています。多様化するお客さまのニーズや加速するデジタル化に対応するため、経営戦略としてデジタルトランスフォーメーションを推し進めてきた当社は、お見積りからお申し込みまで一貫してデジタルで完結できる仕組みを構築しています。また、データの利活用やお客さまの声を商品・サービスに反映させる仕組みを通して、お客さまやそのご家族の人生に寄り添うパートナーとして、時代と共に変化するニーズを捉えながら、よりよいサービスを提供し続けることを目指しています。

本 社：〒111-8633 東京都台東区寿二丁目1番13号 偕楽ビル
03-4335-8570（代表）
設 立：1998年6月
資 本 金：172億円
発行済株式数：344千株
事業内容：損害保険業

役 員
代表取締役社長 兼 チーフエグゼクティブオフィサー ハンス・ブランケン
取締役 兼 デピュティチーフエグゼクティブオフィサー 佐伯 美奈子
取締役 安舘 聖司
取締役 ジャン・パティスト・トリコ
常勤監査役 金城 久美子
監査役（社外監査役） 斎藤 輝夫
監査役（社外監査役） 澤入 雅彦

アクサ損害保険は、アクサグループの100%出資により1998年に日本法人として設立されました。1999年4月に通信販売による「アクサダイレクト総合自動車保険」の商品認可を受け、同年7月より販売を本格的に開始しました。2019年4月にアクサ・ホールディングス・ジャパン株式会社が設立され、その子会社として損害保険業務を展開しています。多様化するお客さまのニーズや加速するデジタル化に対応するため、経営戦略としてデジタルトランスフォーメーションを推し進めてきた当社は、お見積りからお申し込みまで一貫してデジタルで完結できる仕組みを構築しています。また、データの利活用やお客さまの声を商品・サービスに反映させる仕組みを通して、お客さまやそのご家族の人生に寄り添うパートナーとして、時代と共に変化するニーズを捉えながら、より多くのお客さまに魅力的な商品やサービスを通じて安心をお届けできるよう努めています。

I . 保険会社の概況および組織	21
1 沿革	21
2 経営の組織	21
3 店舗	22
4 資本金の推移	22
5 株式の総数	22
6 株式の状況	
-1 発行済株式の種類等	22
-2 大株主	22
7 主要株主の状況	23
8 取締役および監査役	23
9 会計監査人の氏名または名称	23
10 従業員の在籍・採用状況	23
11 平均給与	
-1 内勤職員	23
-2 営業職員	23

II . 保険会社の主要な業務の内容	24
1 主要な業務の内容	24
2 経営方針	24

III . 直近事業年度における事業の概況	25
1 直近事業年度における事業の概況	25
2 契約者懇談会開催の概況	25
3 相談・苦情処理態勢、相談（照会、苦情）の件数、および改善事例	26
4 契約者に対する情報提供の実態	26
5 商品に対する情報およびデメリット情報提供の方法	27
6 代理店教育・研修の概略	29
7 新規開発商品の状況	29
8 保険商品一覧	30
9 情報システムに関する状況	33
10 公共福祉活動、厚生事業団活動の概況	33

IV . 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	34
-------------------------------	----

V . 財産の状況	35
1 貸借対照表	35
2 損益計算書	38
3 キャッシュ・フロー計算書	40
4 株主資本等変動計算書	41

5 債務者区分による債権の状況	42
6 リスク管理債権の状況	42
7 元本補填契約のある信託にかかる貸出金の状況	42
8 保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）	43
9 有価証券等の時価情報（会社計）	
-1 有価証券の時価情報	43
-2 金銭の信託の時価情報	43
-3 デリバティブ取引の時価情報	43
10 経常利益等の明細（基礎利益）	44
11 計算書類等についての会社法による会計監査人の監査	44
12 貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書についての金融商品取引法に基づく公認会計士または監査法人の監査証明	44
13 代表者による財務諸表の適正性、および財務諸表作成にかかる内部監査の有効性の確認	44

VI . 業務の状況を示す指標等	45
------------------	----

1 主要な業務の状況を示す指標等	
-1 決算業績の概況	45
-2 保有契約高および新契約高	45
-3 年換算保険料	45
-4 保障機能別保有契約高	46
-5 個人保険および個人年金保険契約種類別保有契約高	47
-6 個人保険および個人年金保険契約種類別保有契約年換算保険料	48
-7 契約者配当の状況	48
2 保険契約に関する指標等	
-1 保有契約増加率	48
-2 新契約平均保険金および保有契約平均保険金（個人保険）	48
-3 新契約率（対年度始）	48
-4 解約失効率（対年度始）	49
-5 個人保険新契約平均保険料（月払契約）	49
-6 死亡率（個人保険主契約）	49
-7 特約発生率（個人保険）	49
-8 事業費率（対収入保険料）	49
-9 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引受けた主要な保険会社等の数	49
-10 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合	49
-11 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合	50
-12 未だ収受していない再保険金の額	50
-13 第三分野保険の給付事由または保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合	50

3 経理に関する指標等	
-1 支払備金明細表	51
-2 責任準備金明細表	51
-3 責任準備金残高の内訳	51
-4 個人保険および個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高（契約年度別）	52
-5 かかる一般勘定における責任準備金、算出方法、計算の基礎となる係数	52
-6 契約者配当準備金明細表	52
-7 引当金明細表	52
-8 特定海外債権引当勘定の状況	52
-9 資本金等明細表	53
-10 保険料明細表	53
-11 保険金明細表	53
-12 年金明細表	53
-13 給付金明細表	54
-14 解約返戻金明細表	54
-15 減価償却費明細表	54
-16 事業費明細表	54
-17 税金明細表	55
-18 リース取引	55
-19 借入金残存期間別残高	55

4 資産運用に関する指標等	
-1 資産運用の概況	55
-2 運用利回り	58
-3 主要資産の平均残高	58
-4 資産運用収益明細表	59
-5 資産運用費用明細表	59
-6 利息および配当金等収入明細表	59
-7 有価証券売却益明細表	60
-8 有価証券売却損明細表	60
-9 有価証券評価損明細表	60
-10 商品有価証券明細表	60
-11 商品有価証券売買高	60
-12 有価証券明細表	60
-13 有価証券の残存期間別残高	60
-14 保有公社債の期末残高利回り	60
-15 業種別株式保有明細表	60
-16 貸付金明細表	60

-17 貸付金残存期間別残高	60
-18 国内企業向け貸付金企業規模別内訳	60
-19 貸付金業種別内訳	60
-20 貸付金使途別内訳	60
-21 貸付金地域別内訳	60
-22 貸付金担保別内訳	60
-23 有形固定資産明細表	61
-24 固定資産等処分益明細表	61
-25 固定資産等処分損明細表	61
-26 賃貸用不動産等減価償却費明細表	61
-27 海外投融資の状況	62
-28 海外投融資利回り	62
-29 公共関係投融資の概況（新規引受額、貸出額）	62
-30 各種ローン金利	62
-31 その他の資産明細表	62

5 有価証券等の時価情報（一般勘定）	
-1 有価証券の時価情報	62
-2 金銭の信託の時価情報	62
-3 デリバティブ取引の時価情報（ヘッジ会計適用・非適用分の合算値）	62

VII . 保険会社の運営	63
1 リスク管理の体制	63
2 法令遵守の体制（コンプライアンスへの取り組み）	64
3 保険業法第121条第1項第1号の確認（第三分野保険にかかるものに限る）の合理性および妥当性	66
4 指定生命保険業務紛争解決機関の商号または名称	66
5 個人データ保護について	66
6 マネー・ローンドリング等防止／反社会的勢力との関係断絶	68
7 アクサダイレクト生命保険株式会社における反社会的勢力対応の基本方針	68

VIII . 特別勘定に関する指標等	68
--------------------	----

IX . 保険会社およびその子会社等の状況	68
-----------------------	----

アクサダイレクト生命保険株式会社

〒108-0072 東京都港区白金1-17-3 NBF プラチナタワー
TEL 0120-335-622(代表)

www.axa-direct-life.co.jp

本冊子は保険業法第111条(業務および財産の状況に関する説明書類の縦覧等)に基づいてディスクロージャー資料として作成しています。
2021年7月発行





アクサダイレクト生命保険株式会社

〒108-0072 東京都港区白金1-17-3

NBFプラチナタワー

TEL 0120-335-622（代表）

www.axa-direct-life.co.jp